

令和6年 第1回定例会

高山村議会会議録

令和6年3月6日 開会

令和6年3月19日 閉会

高山村議会

令和六年第一回〔三月〕定例会

令和六年第一回〔三月〕定例会

令和六年第一回〔三月〕定例会

令和六年第一回〔三月〕定例会

令和六年第一回〔三月〕定例会

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

令和6年第1回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○発委第1号～発委第2号の一括上程、説明	6
○同意第1号の上程、説明、採決	9
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明	12
○議案第5号の上程、説明	13
○議案第6号の上程、説明	15
○議案第7号の上程、説明	17
○議案第8号の上程、説明	18
○議案第9号の上程、説明	18
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第11号の上程、説明	20
○議案第12号の上程、説明	22
○議案第13号の上程、説明	23
○議案第14号の上程、説明	24
○議案第15号の上程、説明	24

○議案第16号の上程、説明	25
○議案第17号の上程、説明	26
○議案第18号～議案第20号の一括上程、説明	27
○議案第21号の上程、説明	29
○議案第22号の上程、説明	30
○議案第23号の上程、説明	30
○議案第24号～議案第31号の一括上程、説明	31
○議案第32号～議案第39号の一括上程、説明	36
○散会の宣告	40

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	41
○本日の会議に付した事件	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	41
○事務局職員出席者	41
○開議の宣告	42
○一般質問	42
1番 渡邊 裕治 君	42
5番 飯塚 武久 君	50
6番 後藤 明宏 君	53
8番 後藤 肇 君	55
7番 佐藤 晴夫 君	58
2番 平形 玉緒 君	60
3番 唐澤 徳治 君	64
○休会について	68
○散会の宣告	68

第 3 号 (3月19日)

○議事日程	7 1
○本日の会議に付した事件	7 2
○出席議員	7 2
○欠席議員	7 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○事務局職員出席者	7 3
○開議の宣告	7 4
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	7 4
○発委第 1 号～発委第 2 号の質疑、討論、採決	7 5
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	7 8
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	7 9
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	7 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	8 3
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	8 3
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	8 4
○議案第 1 8 号～議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	8 5
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	8 6
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	8 6
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	8 7
○議案第 2 4 号～議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	8 9
○議案の訂正について	9 4
○議案第 3 2 号～議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	9 5
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	1 1 3

○議員派遣について	1 1 4
○閉会の宣告	1 1 4
○署名議員	1 1 5

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和6年第1回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

年度末を迎えた公私ともにご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことを心より感謝申し上げます。

令和5年度も残り僅かとなりましたが、本年度の村営運営もおおむね順調に推移してきたものでないかと思っております。これもひとえに、議員各位をはじめ村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

先月23日に、さとのわにおいて、オーガニックビレッジを宣言いたしました。農業を主要産業としてきた当村では、農業経営者の高齢化に伴い、規模の縮小、離農などにより遊休農地が増え、代々続いてきた豊かな里山の景観が損なわれつつあります。

他方では、近年、健康志向により有機野菜の需要が高まりを見せており、また、農業に興味を持つ人や就農希望者も増加傾向にあります。

オーガニックビレッジ宣言を契機に、村全体で有機農業を推進し、村の豊かな里山を次世代へとつなげるため、有機農業への転換や新規就農者支援、販路の開拓、加工品の開発などに、より一層力を入れて取り組むとともに、農業体験、マルシェの開催、情報発信なども積極的に行い、観光面にもつなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、特段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、国が示す日本経済の現状ですが、コロナ禍の期間を乗り越え、30年ぶりとなる高水

準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、改善しつつあるとしております。2月22日には、日経平均株価もバブル期以来34年ぶりとなる最高値を更新いたしました。

一方で、賃金上昇は、輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠いており、これを放置すると、再びデフレに戻るリスクがあるともしております。

国の令和6年度予算は、物価に負けない賃上げの実現、こども未来戦略に戻づく加速化プランの迅速な実施、原油価格・物価高騰対策などに重点を置き、令和5年度当初予算額に対して1.6%減の112兆5,000億円余りとなっております。

本村においても、村の現状をしっかりと把握するとともに、こうした国の動向を注視しながら、将来を見据えた取組が必要であると考えております。

本定例会では、村の令和6年度予算を提出させていただいております。基本方針を環境変化に対応した持続可能な政策により、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け予算編成を行うことと定め、編成いたしました。

村の当面の課題であるむらの中心地づくりの確実な推進と併せ、カーボンニュートラル実現に向けた取組、耐震性能の著しく低い役場庁舎の整備、オーガニックビレッジ宣言による取組、たかやま高原牧場の有効活用等々、山積する諸課題に対して、議員各位のご理解をいただきながら取り組む覚悟でありますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本定例会の提出案件は、令和6年度の当初予算、令和5年度の補正予算など39件となります。ご審議をお願い申し上げまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口英司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、平形玉緒議員及び3番、唐澤徳治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの14日間と決定しました。

◎発委第1号～発委第2号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第3、発委第1号 高山村議会委員会条例の一部改正についてから日程第4、発委第2号 高山村議会会議規則の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

6番、後藤議員。

〔議会運営委員長 後藤明宏君登壇〕

○議会運営委員長（後藤明宏君） 発委第1号 高山村議会委員会条例及び発委第2号 高山村議会会議規則の一部改正について、一括して趣旨説明を申し上げます。

第33次地方制度調査会では、多様な住民が議会に関わる機会を広げることや議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきであるとの提言がなされました。

これを受けて、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月26日に成立し、議会に係る手続のオンライン化が令和6年4月1日に施行となります。

このことから、関連する手続のオンライン化に対応するため、また、古い文言の見直し等も含めて、標準町村議会委員会条例並びに標準町村議会会議規則が改正されたところであります。

本村議会としても、こうした状況を踏まえた対応が必要であると考え、議案提出をいたしました。

まず、高山村議会委員会条例の改正の内容ですが、第5条の特別委員会の設置、第7条の委員の選任については、表現整理や重複箇所の見直しなどを行うものです。

第13条の2は、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について規定するものです。

第18条は、委員会をオンラインにより開会する場合、秘密性の担保が難しいことから、秘密会を除外することを加えるものです。

第22条は、公述人の申出について、オンラインによる方法を可能とする規定を加えるものです。

第26条は、代理人または文書による意見の陳述について、オンラインによる方法で行う場合の手当てとして、電子情報処理組織を使用する方法を加えるものです。

第27条は、委員会の記録及び署名または記名押印をデジタル化した場合の手当てとして、第3項を加えるものです。

次に、高山村議会会議規則の改正概要ですが、第9条は、議会の会議時間とその変更の取扱いについて規定するもので、第2項では規定の明文化、第3項では会議中でない場合の会議時間の変更を加えるものです。

第32条は、議会の選挙における開票及び投票の効力について異議があった場合の本人への通知について、第4項を加えるものです。

第85条は、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用について、第32条に新たに追加した第4項の規定は準用することがないため、第32条第1項から第3項までとするものです。

第101条の2は、資格決定の通知について新たに加えるものです。

第103条では、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について、文言の見直しと写真機及び録音機の類を削除するものです。

第128条では、電子情報処理組織による通知等を規定するもので、第1項は、議会または議長もしくは委員長に対して行われる通知について、第2項は、議会または議長もしくは委員長が行う通知について、会議規則の規定において文書により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法、いわゆるオンラインにより行うことができることを定めています。

第2項のただし書は、当該通知を受ける者がオンラインにより受ける旨の表示をする場合に限定することを定めています。

第3項は、第1項及び第2項の規定によりオンラインで行われた通知については、会議規則の規定による方法によるものとみなす規定となります。

第4項は、オンラインで行われた通知の到達時期について定めるもので、当該通知を受ける者のコンピューター等に備えられたファイルに記録されたときとするものです。

第5項は、会議規則の規定において、署名、連署、記名押印することが規定されているものをオンラインで行う場合は、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めています。

第6項は、対面による本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取扱いをせざるを得ない当面の理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めています。

第129条は、文書等を電磁的記録により作成し、または保存することについて規定するもので、第1項は、会議規則の規定において、議会または議長もしくは委員長が文書等を作成し、または保存することが規定されているものについて、議長が定めるところにより電磁的記録により行うことができることを定めています。

第2項は、電磁的記録による作成についても、本来の文書等により行われたものとみなして、会議規則の規定を適用することを定めています。

第130条は、前2条の追加により2条繰り下げるものです。

議員全員のご理解、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案提出に当たっての趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（山口英司君） 日程第3、同意第1号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

平成27年3月27日から3期にわたり固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいている飯塚興志次さんが、3月26日に任期満了となりますが、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

飯塚興志次さんは、長年にわたり役場職員として地方自治の振興・発展に貢献され、現在においても交通指導隊長を務められるなど、幅広く活躍されておるところでございます。また、人望も厚く、令和5年3月からは同委員会の委員長も務めており、経験も豊富であることから適任であると考えております。

なお、任期は、令和9年3月26日までの3年間となります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口英司君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、松井陽威議員、5番、飯塚武久議員、6番、後藤明宏議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山口英司君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山口英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（山口英司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（山口英司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（山口英司君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第6、議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更

に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について説明を申し上げます。

令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が新たに加わることとなります。

また、加入団体の負担金の算出方法について、基礎となる対象職員を明確化するとともに、新たに1,000円の団体割を設けるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第7、議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

今回の吾妻広域町村圏振興整備組合規約の第4条の改正については、バイテック文化ホールの一室を吾妻広域町村圏振興整備組合事務所としており、令和6年度においてバイテック文化ホールの大規模改修工事が予定されているため、事務所を旧農業共済事務所に移転するため、組合規約第4条、事務所の位置について、吾妻郡中之条町大字西中之条135番地を吾妻郡中之条町大字伊勢町1003番地10に改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第8、議案第4号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の

制定について説明を申し上げます。

地方自治法の規定により、職員及び行政委員会の委員の損害賠償責任の額などについて、その上限額は条例で定めることとされております。

第2条に定めるとおり、最低負担責任額を報酬または給料と扶養手当、通勤手当などを除く手当等の年間合計支給額に各号の区分に応じて政令で定める割合を乗じたものとし、第3条で、重大な過失のないときは、賠償責任額から最低負担責任額を超える部分を免責するという内容となっております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第9、議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定についてご説明を申し上げます。

現在、本村では、子育て支援策として出産祝金や入学祝金を支給しております。出産祝金の支給額は高額で、現行条例の前の条例では、支給に関して問題があり、指摘を受けた事例もございました。その問題を改善するため、令和2年3月に条例を改正して支給条件等を厳しくし、現在運用しております。

しかし、その条例も、運用してきた中で幾つかの問題点があるため、今回新たな制度を設けて、児童福祉の増進に寄与するため、新規に条例を制定したいものとなります。

概要につきましては、出産祝金と入学祝金を組み合わせて支給したく、出産時の支給額は減額しますが、支給条件を緩和することにより支給対象者の枠を広げ、また、入園・入学時の支給額を増額して入学費用等の保護者の経済的負担を軽減するとともに、本条例の周知期

間を1年間設けるため、令和7年度からの実施としたいものです。

詳細につきましては、保健みらい課長に説明させていただきますので、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 星野保健みらい課補佐。

○保健みらい課補佐（星野哲也君） 保健みらい課長不在のため、保健みらい課補佐の星野が説明させていただきます。

議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定に関する補足説明を申し上げます。

まず、第1条では、子育て世帯に応援給付金を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与するということを目的に規定いたしました。

次に、第2条では、用語を定義しています。

第1号の「児童等」とは、令和7年4月2日以降に出生し、村の住民基本台帳に記載されている者としています。

第2号の「支給対象者」とは、児童等を養育する保護者で、村の住民基本台帳に記載されている者としています。

第3号の「小学校等」と第4号の「中学校等」とは、それぞれ学校教育法に基づき設置された学校としています。

次に、第3条では、支給該当区分と支給額を定めていて、出生したとき、満4歳に達する日の属する年度の4月、小学校に入学したとき及び中学校に入学したときに、それぞれ10万円を支給するものと規定しています。

この金額については、現行の出産祝金支給条例では支給額が高額であるため、支給条件を厳しくしたり、返還規定を設けたりしていましたが、幾つかの問題を生じるケースもあったため、金額を低く抑え、その代わりに支給条件を緩和したり、返還規定は設けたりしませんでした。

また、入学祝金は現在、小学校と中学校に入学するときに2万円を支給していますが、これを満4歳未満に達する日の属する年度の4月、一般的にはこども園に入園するタイミングと小学校及び中学校入学時には必要な費用が多いため、増額としました。

次に、第4条では、申請に関する事項を規定し、第5条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるという委任について規定しています。

なお、附則では、周知期間を設けるため、施行期日を令和7年4月1日とし、この条例が

施行されることにより、出産祝金支給条例と入学祝金条例を廃止するものです。

そして、経過措置として、令和7年4月1日以前に出生した者の場合は、出産祝金と入学祝金は共に現在の条例の効力が有するものと規定しています。

以上で、議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定に関する補足説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第10、議案第6号 たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワーク需要の拡大施設として、既存施設である高山村体験交流館の有効活用を目指して、たかやまサテライトオフィスへの施設改修工事をデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、令和4年度より2か年において実施してまいりました。

令和5年度内において、施設の改修工事が完成いたしましたので、たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定により、高山村体験交流館の設置及び管理に関する条例については廃止といたします。

なお、詳細の説明は地域振興課長からさせます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 林地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

議案第6号の補足説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧くださいと思います。

今回の条例制定については、先ほど村長が提案理由において申し上げたとおりとなります。たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例を定めるものになります。

第1条では、たかやまサテライトオフィスの設置についてを規定しております。その内容なのですが、都市部からの来訪者と村内の住民及び事業者が集い交流できる場を創出し、商工振興及び起業・創業支援により、地域の経済の活性化を図ることを目的として整備しております。

第2条については、名称及び位置についてを規定しております。名称については、先ほど申し上げたとおり、たかやまサテライトオフィスになります。

第3条については、施設利用の許可についてを規定しております。

第4条では、1号から7号により、施設の利用の制限規定をしております。

第5条については、サテライトオフィスの目的外の利用等の禁止について規定しており、第6条では、利用者の義務を規定しております。

第7条では、許可の取消し等について、1号から3号において規定をしております。第2項においては、前項での違反等による損害については免責規定となることをうたっております。

第8条、別表なのですが、21ページなのですが、そちらのほうを見ていただくと、使用料の徴収についてを規定しております。別表については、また後で説明させていただきたいと思います。

第9条では、使用料の還付を規定し、第10条では、原状回復、そして、第11条では、損害賠償及び免責を規定しております。

最後になりますが、第12条では、委任についてを規定しております。

議案書最後になります21ページをご覧くださいと思います。

別表の使用料についてなのですが、1階のシェアスペース、最大5人程度となるのですが、1席1日当たり5,000円、1席月当たり3万円と、必要に応じた使用料を規定しております。1階に個室が2つありまして、各部屋ごとに、月当たり4万円と2万円の使用料を規定しております。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第11、議案第7号 高山村監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村監査委員条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

簡易水道事業及び水をきれいにする事業の法適化及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、高山村監査委員条例の一部を改正する必要が生じたので、字句の整理と併せて所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1条及び第2条の改正は、地方自治法第195条第2項で、監査委員の定数は2人とする規定がございますので、第1条中の第195条第2項の削除と併せて、第2条を削除するものでございます。

第3条の改正は、自治法の改正に伴う条ずれや字句の整理、また、監査請求があったときの期間の見直しを行うものでございます。

第4条の改正は、請願の送付を受けたときの期間の見直し、第5条及び第6条の改正は、項ずれの修正及び字句の整理を行うものでございます。

第7条及び第9条の改正は、簡易水道事業及び水をきれいにする事業の法適化に伴い、両事業会計の審査・監査を新たに加え、字句の整理を行うものでございます。

第8条の改正は、検査の日を21日に改め、字句の整理を行うものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第12、議案第8号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

職員の年次有給休暇日数は年間20日と定められており、その期間は1月から12月となっております。職員は通常4月に採用し、3月末で退職となることから、これに即したものと、暦年単位から年度単位に改めたいというものでございます。

なお、会計年度任用職員は既に年度単位としており、群馬県や県内の3割を超える市町村で年度単位に改めておりますことを申し添えさせていただきます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第13、議案第9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は28ページ、新旧対照表は19ページになります。

こちらは、高山村農業振興協議会補助金交付要綱を令和6年4月1日付で廃止するのに伴

う名称の改正となります。

別表中、農業振興協議会審査委員を農業振興事業審査委員会委員に改めるものでございます。

慎重審議の上、原案とおりに可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口英司君） 日程第14、議案第10号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村税条例の一部改正について説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正が令和6年2月21日に施行されたことに伴い、高山村税条例を一部改正する必要が生じたので、条例改正するものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本間会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より、高山村税条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は、地方税法等の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正するものです。

それでは、議案書30ページ、新旧対照表20ページからご覧ください。

まず、今回の条例改正は、能登半島地震の被災者を税制面から支援するためのものです。具体的には、自然災害などによって被災した住宅や家財の損失額に応じて所得税や住民税の負担を軽くする雑損控除は、本来であれば令和6年分の申告で行う必要がありますが、能登

半島地震により被災した者に限り、その適用を1年前倒しして令和5年分から適用できるよう改正いたします。

第2項では、生計を申告者と一にする親族の所有する資産の損失も親族資産損失額として、同様に適用することを定めるものでございます。

第3項では、住民税申告書及び確定申告書に、この適用を受ける旨を記載することを定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとなっております。

なお、この改正による税額への影響につきましては、現在、申告された該当者がいないため、税額への影響はないものと思われまます。

説明は以上でございます。

○議長（山口英司君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（山口英司君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第15、議案第11号 高山村手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 高山村手数料条例の一部改正について説明を申し上げます。

す。

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部が施行されることにより、戸籍の広域交付等の新たな証明書の交付事務が開始されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 都筑住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） 議案第11号 高山村手数料条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律が施行されることにより、戸籍の広域交付の新たな証明書として、戸籍あるいは除籍の電子証明書提供用識別符号の発行請求が開始されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

まず、手数料条例の別表に、第3項、戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき400円を追加し、次に、第6項で、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき700円を追加するものであります。

ただ、この2件ともに発行手数料を徴収しないケースがあり、1つ目は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を行う場合であり、想定される具体例として、マイナポータルを通じて行う申請と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号等の請求を行う場合を想定しており、この場合は村における事務が発生しないことから、手数料を徴収する事務から除かれるものとなり、手数料を徴収しない予定であります。

2つ目は、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る戸籍電子証明書等の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍もしくは抄本または戸籍証明書等の請求を行う場合とあり、これは、戸籍謄本等の請求者が当該戸籍謄本と同一の事項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を請求する場合は、戸籍電子証明書提供用識別符号等の利用促進を図る観点から、戸籍謄本等の交付に係る手数料のみ徴収することとし、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料は徴収しないことと国のほうから指示を受けております。

なお、この戸籍電子証明書提供用識別符号等を受ける側である国・県等の行政手続において、これらの提出が可能となるのは、国・県等の提出先行政機関における制度整備、システ

ム整備等が必要となる関係上、早くとも令和6年度末からとなる予定であり、今回の手数料条例の一部改正は、それに先立ち所要の整備を行うもので、公布の日から施行するものであります。

補足説明については以上となります。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第16、議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料段階の判定に係る基準を整備するため、必要な改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山口英司君） 都筑住民課長。

○住民課長（都筑喜久雄君） 議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正については、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、1号被保険者の標準段階を現行の標準9区分から標準13区分に多段階化した上で、標準13区分の標準税率について、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げ、今回新設する第10段階から第13段階までに係る割合を現行の第9段階の割合と比べて高く設定するものであり、今後の介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、所要の改正を

行うものであります。

なお、この高山村介護保険条例の一部改正は、令和6年4月1日から施行し、改正後の令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

補足説明については以上でございます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（山口英司君） 再開します。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第17、議案第13号 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は38ページ、新旧対照表は27ページになります。

こちらは、高山村農業振興協議会補助金交付要綱を令和6年4月1日付で廃止するに伴う組織名称の改正となります。

第3条第2項中、高山村農業振興協議会を高山村農業振興事業審査委員会に改めるもので

ございます。

慎重審議の上、原案とおりに可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第18、議案第14号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第14号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は40ページ、新旧対照表は28ページをご覧ください。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として平成15年度から実施している借換制度について、令和6年度も引き続き継続することを受けて改正するものでございます。本文附則の期日を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第2項中、「令和6年」を「令和7年」に改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第19、議案第15号 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第15号 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書42ページをご覧ください。

農業構造改善事業により昭和54年3月に完成した高山村自然休養村管理センターは、老朽化により倒壊の危険性があり、今後の使用について見通しを立てることが困難であることから、社会資本整備総合交付金を活用し、令和4年度より2か年事業において、解体工事を進めてきました。

解体工事は令和5年度内に完成しており、高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものとします。

原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第20、議案第16号 みどりの村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第16号 みどりの村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書44ページ、新旧対照表は29ページをご覧ください。

今回の改正については、施設の維持管理をしていく中で、環境整備等も実施しており、昨年からの物価高騰により、今後の原材料費や電気料等の値上がりも考えられますので、施設

の利用料金を改正するものでございます。

第3条中第5号を削り、次号以降を繰上げる改正ですが、施設内のスペースキャビンが老朽化により撤去されたためとなります。

別表中の小学生以上1回300円を小人（3歳～小学生）1回300円、大人（中学生以上）1回500円と、みどりの村利用料を明確化させた改正となります。

別表キャンプ場敷地料の「2,000」円を「2,500」円に、オートキャンプサイトの「5,000」円を「6,000」円に、バンガローの「7,000」円を「8,000」円に、ログキャビンの「10,000」円を「12,000」円に、野外ステージの「2,000」円を「3,000」円に、それぞれの利用料金を改定するものであります。

原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第21、議案第17号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第17号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が昨年成立し、令和6年4月から水道整備・水道管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることにより、水道法の改正が行われ、本条例の一部を改正するものとなります。

詳細は建設課長に説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 飯塚建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） お世話になります。

議案第17号について、補足の説明をさせていただきます。

議案書は45ページ、新旧対照表は31ページからご覧ください。

村長の提案理由の説明にもありましたが、令和6年度から水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることとなります。

水道整備・管理行政のうち、水道に関する水質基準の策定や水質または衛生に関する事務については環境省に、その他の事務は国土交通省に移管することとなります。これにより、水道法の一部改正が行われ、高山村簡易水道事業給水条例の第6条、第33条第2項ただし書及び第36条第1号で引用している厚生労働省令を国土交通省令に改めるものとなります。

また、附則については、水道法の改正に合わせ、本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第18号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第22、議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第24、議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正についてまで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例及び議案第19号 高山村水をきれいにする事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正により、条例の一部を改正するものとなります。

続いて、議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正については、簡易水道事業及び水をきれいにする事業が公営企業会計に移行することにより、特別会計条例から不要となるため、削除する改正を行うものであります。

詳細は建設課長に説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 飯塚建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） 議案第18号から議案第20号について、補足の説明をさせていただきます。

最初に、議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書47ページ、新旧対照表は33ページをご覧ください。

本条例は、令和5年第4回定例会で条例を制定していただきましたが、第6条で引用している地方自治法の改正が行われたため、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正するものです。

附則では、第1項で、施行日を法の施行に合わせ、令和6年4月1日とするものです。

また、第2項では、本条例の施行により不要となる高山村簡易水道事業設置条例を廃止するものとなります。

続いて、議案第19号 高山村水をきれいにする事業の設置等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書は49ページ、新旧対照表は34ページをご覧ください。

本条例の改正については、簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正と同様の内容となります。

附則についても同様で、施行日を令和6年4月1日とし、不要となる高山村水をきれいにする施設の設置区域に関する条例を廃止するものとなります。

最後に、議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書は51ページ、新旧対照表は35ページをご覧ください。

本条例の改正については、令和6年度から簡易水道事業及び水をきれいにする事業が地方公営企業法の一部適用により公営企業会計へ移行することから、第6号及び第7号を削除し、特別会計条例から除外するものとなります。

附則の施行期日については、令和6年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第25、議案第21号 高山村消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第21号 高山村消防団条例の一部改正について説明を申し上げます。

令和6年4月から、消防団に女性による組織を設立したいと考えております。この女性による消防組織の人員として、定数を5増とし、併せて第6条の見出しを変更するものでございます。

女性消防組織については、去る2月29日、3月5日と二度の説明会を行い、入団希望者を募っているところでございます。女性の消防組織は、班として本部指揮の下、独立させ、救護及び予防消防活動を中心に活動していただくことを想定しております。

近年では、団員確保も困難な状況となっており、現在も4人の欠員が生じております。今後もさらなる欠員が予想されることから、女性組織の設立により消防団員の負担感が軽減され、少しでも団員確保がしやすい状況になればと期待をしているところでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第26、議案第22号 権利放棄につき議決を求めることについてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第22号 権利放棄につき議決を求めることについて説明を申し上げます。

吾妻広域町村圏振興整備組合では、令和6年度事業として、吾妻広域消防本部、西部消防署、長野原分署の移転を計画しており、移転費用として4億2,499万1,000円が見込まれております。起債により3億1,790万円、町村負担金により1億709万1,000円を財源としております。

吾妻広域町村圏振興整備組合の規定により、消防庁舎の建設費は所在町村で2分の1を負担し、残りを所在町村以外の各町村が消防財政需要額に応じて負担することとされており、高山村の負担額は612万1,000円となります。この財源として、吾妻広域町村圏振興整備組合で管理しているふるさと市町村圏基金への出資金3,869万5,000円を取り崩し、負担金に充当したいというものでございます。

出資金からの取崩しであるため、一部権利を放棄するという形となります。

なお、吾妻広域消防本部、西部消防署及び東部消防署の建設に当たっても同様の形を取っており、一時的な町村負担の軽減を図っております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第27、議案第23号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第23号 財産の無償譲渡について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書56ページをご覧ください。

今回譲渡する財産は、平成21年度において、村内の地域情報通信格差の解消のため、地域情報通信基盤整備交付金を活用して、村内全域に整備した光ファイバーケーブル設備及び附属設備となります。

この設備は、東日本電信電話株式会社とのIRU契約により、光通信サービスを提供する整備として平成22年12月より賃貸借契約をしており、令和5年度末で13年が経過しております。

今後、施設の老朽化が進み、設備更新や維持管理費において、資材の物価高騰等により村の財政状況を鑑み、引き続き継続的かつ安定的なサービスの提供が必要なため、東日本電信電話株式会社と財産の無償譲渡について協議を進めてまいりました。

総務省のガイドラインに基づき、10年以上経過した光ファイバーケーブル設備等については無償譲渡が可能であることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡時期は、令和6年4月1日を予定しております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第24号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第28、議案第24号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第8号）から日程第35、議案第31号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第24号から議案第31号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第24号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から3億390万円を減額し、予算総額を33億396万9,000円とするものでございます。

継続費としている村史編さん事業の期間延長をお願いするとともに、埋蔵文化財発掘調査業務など9つの事業、2億7,225万円を翌年度に繰り越して実施したいというものでございます。

地方債の補正では、借り入れることのできる過疎債の額が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。過疎債は、元利償還金の7割が交付されるものの、後にわたり大きな償還金が生じることとなりますので、しっかりと財政運営の見通しを立てて、経営に当たりたいと考えております。

なお、本補正により、令和5年度は財政調整基金からの繰入金が必要となり、逆に2,300万円余りを財政調整基金に積み立てることができました。

続きまして、議案第25号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から446万3,000円を減額し、予算総額を4億8,429万2,000円とするものでございます。

事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、主な減額の理由は、保険給付費等が見込みより少なかったことによるものでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

歳入では、1款保険税で256万5,000円の減額、4款1項1目保険給付費等交付金で121万円の減額、6款1項1目一般会計繰入金で104万1,000円の減額となります。

事項別明細書10ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費で130万円の増額、2項1目一般被保険者高額療養費で300万円の減額、4項1目出産育児一時金で200万円の減額、3款1項1目一般被保険者医療費給付分で259万6,000円の減額となります。

事項別明細書12ページをご覧ください。

6款2項2目特定保健指導事業費で163万8,000円の減額、7款1項1目基金積立金で624万2,000円の増額となります。

事項別明細書14ページをご覧ください。

9款1項5目保険給付費等交付金償還金で128万3,000円の減額となります。

続きまして、議案第26号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績に基づき、計数整理を行うもので、既定の予算から226万4,000円を減額し、予算総額を5,690万3,000円とするものでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で106万4,000円の増額、3款1項1目保険基盤安定繰入金で196万8,000円の減額、5款3項1目群馬県後期高齢者医療広域連合受託事業収入で100万円の減額、4項1目後期高齢者医療広域連合補助金で24万円の減額。

事項別明細書7ページをご覧ください。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金で90万4,000円の減額、3款1項1目健康診査費で100万円の減額、2目疾病予防費で36万円の減額となります。

続きまして、議案第27号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から7,074万9,000円を減額し、予算総額を4億5,721万7,000円とするものでございます。

令和5年度の事業実績に基づき、計数整理を行うものとなりますが、主な減額の理由は、介護サービス給付が見込みより少なかったことによるものでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

歳入では、1款保険料で161万8,000円の増額、3款1項1目介護給付費負担金で472万8,000円の増額、2項1目調整交付金で748万7,000円の減額、4款1項1目介護給付費交付金で3,076万6,000円の減額となります。

また、5款県支出金で1,372万5,000円の減額、7款1項1目介護給付費繰入金で1,133万7,000円の減額、2項1目介護給付費準備基金繰入金で843万1,000円の減額となります。

事項別明細書は10ページをご覧ください。

歳出では、1款5項1目計画策定委員会費で381万5,000円の減額、2款1項1目介護サービス費で8,020万円の減額、4項1目高額介護サービス等費で260万円の減額、6項1目特定入所者介護サービス等費で800万円の減額となります。

事項別明細書は10ページをご覧ください。

4款基金積立金で2,798万4,000円の増額となります。

続きまして、議案第28号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から5,824万1,000円を減額し、予算総額を230万6,000円とするものでございます。

事項別明細書は6ページ及び7ページをご覧ください。

歳入では、1款財産収入において、不動産売払収入2,645万3,000円を減額するものでございます。当初予算計上した本宿地区の分譲地及び古屋団地の残り1区画について、申込みがなかったためとなります。

2款繰入金において、一般会計繰入金3,178万8,000円を減額するものです。

歳出では、1目宅地造成管理費においては、計数整理により5万8,000円を減額するものであります。

2目宅地造成事業費において、5,818万3,000円を減額するものであります。

古屋団地事業費では、一般会計繰出金136万8,000円を減額し、本宿地区団地造成事業費では、一般会計繰出金2,508万5,000円を減額するものです。ともに、令和5年度において申込みがなかったためとなります。

五領地区団地造成事業費では、3,173万円を減額するものであります。令和5年度において設計業務を実施する予定でしたが、五領地区団地造成予定地内の1筆において、相続財産管理人の選任が進まなかったためとなります。

続きまして、議案第29号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から151万円を減額し、予算総額を2,422万9,000円とするものでございます。

事項別明細書は6ページをご覧ください。

歳入では、1款1項1目一般会計繰入金が151万円の減額となります。

事項別明細書7ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目施設管理費においては、電気料が30万円の減額、施設修繕料が114万2,000円の減額となります。また、貯水池県営調査事業において、県営調査事業委託料125万円を全額減額し、代わって、県営調査事業負担金118万2,000円を負担金として組み替えたものとなります。

続きまして、議案第30号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1,405万2,000円を減額し、予算総額を9,631万9,000円とするものでございます。主に水道施設電気料、入札による執行残、実施精査による不用額の減額を行うものとなります。

事項別明細書は7ページをご覧ください。

主な補正内容ですが、歳入では、1款1項1目負担金で水道施設加入負担金が25万円の増額、2款1項1目使用料で120万円の減額、4款1項1目一般会計繰入金で892万円の減額、7款1項1目簡易水道事業債で660万円の減額、2目過疎債で560万円の減額となります。

事項別明細書は8ページをご覧ください。

歳出では、2款1項1目水道管理費で電気料が250万円の減額、配水池清掃委託料では配水池清掃の見直しにより276万円の減額、水道施設監視装置他更新工事では機器の見直し及び入札により800万円の減額となります。

続きまして、議案第31号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1,140万円を減額し、予算総額を1億4,830万2,000円とするものでございます。主に処理施設電気料、入札による執行残、実施精査による不用額の減額を行うものとなります。

事項別明細書7ページをご覧ください。

主な補正内容ですが、歳入では、1款1項1目水をきれいにする事業分担金で200万円の減額、4款1項1目一般会計繰入金で290万円の減額、7款1項1目農業集落排水事業債で330万円の減額、2目特定地域生活排水処理事業債で40万円の減額。

8ページをご覧ください。

3目過疎債で270万円の減額となります。

事項別明細書9ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目水をきれいにする事業管理費で消費税が50万円の減額、2目高山東地区事業管理費で457万円の減額、3目高山中央地区事業管理費で632万円の減額となります。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審査の中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第32号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（山口英司君） 日程第36、議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算から日程第43、議案第39号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第32号から議案第39号まで、一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で9.2%増の32億9,384万4,000円となりました。

予算編成に当たっては、令和6年度に重点的に取り組む事業として、「国が示す重要政策の推進に関すること」、「むらの中心地づくりの確実な推進に関すること」、「脱炭素化事業に関すること」、「庁舎等の整備に関すること」、「オーガニックビレッジ宣言による取組に関すること」、「たかやま高原牧場の有効活用をはじめ、地域産業の成長に関すること」の6項目を挙げさせていただきました。

中長期的に取り組まなければならない事業もあり、昨年も重点事項として掲げた事項も含まれております。また、ゼロ予算ベースのものもあり、全てが令和6年度予算に反映されているわけではありませんが、これらの事業について、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

「むらの中心地づくりの確実な推進に関すること」及び「脱炭素化事業に関すること」は、昨年も掲げておりますが、引き続き、併せて推進してまいりたいと考えております。

また、「庁舎等の整備に関することについて」も、中心地づくり、脱炭素化事業と併せて、引き続き検討してまいりたいと思っております。

「オーガニックビレッジ宣言による取組に関すること」では、議会招集の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、有機農業への転換、新規就農者支援、販路の開拓、加工品の開

発などに、より一層力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

「たかやま高原牧場の有効活用をはじめ、地域産業の成長に関すること」では、現在検討している緬羊の放牧を実現させ、観光面・産業面での活用を目指してまいります。

「入るを量りて出るを制す」は、財政運営の大原則であります。自主的・主体的な地域づくりを進めていくためにも、財政基盤がしっかりしていなければならないことは言うまでもありません。

なお一層、創意・工夫、冗費の削減に努め、健全財政を堅持し、さらなる住民福祉の向上に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で2,070万9,000円、4.3%増の5億323万4,000円となりました。

国民健康保険は、国民皆保険の中核として、地域住民の健康維持・増進に大きく貢献しておりますが、中高年層や低所得層の加入者が多く、また、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いております。

歳入では、1款国民健康保険税で7,829万7,000円を見込み、前年度に比べ648万4,000円の減額となります。

4款県支出金で3億6,982万4,000円、6款繰入金で4,879万2,000円、8款諸収入で506万1,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で380万2,000円、2款保険給付費で3億5,634万6,000円、3款国民健康保険事業費納付金で1億2,044万1,000円、6款保健事業費で1,527万7,000円、9款諸支出金で636万5,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第34号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で768万5,000円、13.55%増の6,472万9,000円となりました。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬後期高齢者医療広域連合により運営されております。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で4,249万4,000円を見込み、前年度と比べて674万5,000円の増額となります。

3款繰入金では1,771万5,000円、5款諸収入では451万9,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費108万8,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5,863万

5,000円、3款保険事業費で490万5,000円、4款諸支出金で10万1,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第35号 令和6年度高山村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で647万9,000円、1.3%減の5億252万6,000円となりました。

介護保険制度は平成12年度から始まり、3年ごとの保険料の見直しや幾多の改正等が行われ、高齢者を支える福祉制度として定着しております。

歳入では、1款保険料で8,622万5,000円を見込み、前年度に比べると252万7,000円の増額となります。

2款使用料及び手数料で129万6,000円、3款国庫支出金で1億2,495万3,000円、4款支払基金交付金で1億2,745万8,000円、5款県支出金で7,048万円、7款繰入金で8,361万円、8款繰越金で850万円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で664万7,000円、2款保険給付費で4億6,364万4,000円、3款地域支援事業費で2,348万3,000円、5款諸支出金で875万1,000円の計上となります。

続きまして、議案第36号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で10.3%減の5,281万円となりました。

令和4年度には本宿地区の造成工事も完了し、令和5年度から販売を開始いたしましたが、申込みがなく、令和6年度においても、引き続き分譲地6区画の販売を促進いたします。また、残り1区画となった古屋団地の早期販売を促進してまいります。

令和5年度実施予定だった五領下ノ宿地区の設計業務についても、新たに計上しております。

歳入につきましては、1款財産収入において土地売払収入1,947万2,000円、2款繰入金において一般会計繰入金3,328万8,000円、3款繰越金において前年度繰越金として5万円を予算計上するものであります。

歳出につきましては、1款事業費において宅地造成管理費で40万8,000円、宅地造成事業費5,240万2,000円を予算計上するものでございます。

続きまして、議案第37号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比で1,109万4,000円、44.1%増の3,623万8,000円となりました。

事項別明細書は6ページをご覧ください。

歳入では、1款1項1目一般会計繰入金で1,010万8,000円の増額、2款1項1目小規模農村整備事業補助金で98万6,000円の増となります。

事項別明細書は7ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目施設管理費で934万4,000円の増額となります。主な要因としては、和田の上貯水池送水ポンプ改修工事で627万円、原地区農業用水バルブ設置工事で179万6,000円、電気料で92万円が増額となっております。

続きまして、議案第38号 令和6年度高山村簡易水道事業会計予算について説明を申し上げます。

簡易水道事業は、現在、特別会計として会計処理を行っておりますが、令和6年度から公営企業会計を適用することになりました。

予算の概要ですが、第2条、業務の予定量としては、年間総配水量を38万1,000立方メートル、主要な建設改良事業としては、遠隔監視システムの回線改修工事、関田地区の導水管布設替工事、みどりの村及びたかやま高原牧場の給水管つなぎ替え工事などを計画しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額では、簡易水道事業収益で8,864万9,000円、費用で9,656万6,000円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出では、資本的収入では1,332万3,000円、資本的支出で1,860万1,000円を計上しております。資本的収入支出において不足する527万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額40万2,000円、引継金417万7,000円及び当年度損益勘定留保資金69万9,000円で補填するものになります。

第5条、企業債では、建設改良事業債及び過疎対策事業債820万円を計上し、施設改良費の財源としております。

なお、従来の官庁会計で集計した簡易水道事業の当初予算の総額は6,891万3,000円で、前年度と比較すると3,486万4,000円の減額となります。

続きまして、議案第39号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計予算についてご説明を申し上げます。

水をきれいにする事業についても、令和6年度から公営企業会計を適用することになります。

予算の概要ですが、第2条、業務の予定量としては、年間有収水量を21万8,000立方メー

トル、主要な建設改良事業としては、農業集落排水地区の新規取付管設置工事、マンホールポンプ通信回線改修工事、汚水処理施設内機材更新工事1,208万3,000円を計画しております。

第3条、収益的収入及び支出では、下水道事業収益で1億1,284万8,000円、費用で1億5,051万4,000円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出では、資本的収入7,392万9,000円、資本的支出7,431万2,000円を計上しております。資本的収入支出において不足する38万3,000円は、引継金で補填するものになります。

第5条、企業債では、建設改良事業債及び過疎対策事業債920万円を計上し、マンホールポンプの通信回線改修工事及び処理施設内機材更新工事の財源としております。

なお、従来の官庁会計で集計した水をきれいにする事業の当初予算の総額は1億4,490万5,000円で、前年度と比較すると1,072万6,000円の減額となります。

以上、各会計の当初予算について、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、予算審査の中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日7日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時10分

令和6年第1回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年3月6日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発委第 1号 高山村議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 発委第 2号 高山村議会会議規則の一部改正について
- 日程第 5 同意第 1号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 3号 吾妻広域町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 4号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 高山村監査委員条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 高山村手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第16号 みどりの村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 高山村水をきれいにする事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 高山村特別会計条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 高山村消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度高山村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 6 年度高山村一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 6 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 6 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 6 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 6 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 6 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 6 年度高山村簡易水道事業会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 令和 6 年度高山村水をきれいにする事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい課 補佐	星野哲也君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

令和6年第1回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月7日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都築喜久雄君
保健みらい課 補佐	星野哲也君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎一般質問

○議長（山口英司君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渡 邊 裕 治 君

○議長（山口英司君） 最初に、1番、渡邊裕治議員の発言を許可します。

渡邊議員。

〔1番 渡邊裕治君登壇〕

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問いたします。

安全な登下校の仕組みづくりについて、今回伺います。

まず、1点目、小学校通学バス及び中学校の臨時バス運行について。

現在、小学校の通学バスについては、中山地区は通学距離4キロ以上、また、学年により乗車の制限があり、家庭によって高学年・低学年が徒歩通学・バス通学が分かれることがあります。しかしながら、保護者の就業形態の変化により、子供を送り出すとともに同じく出勤するケースが増えてきております。地区によっては小学校までの距離が長く、学校へ通学するためかなり早く家を出るケースが見受けられます。

しかしながら、少子化により中山地区の乗車人数は少ないのが現状です。小学校の通学バスについて、乗車制限緩和による弾力的な運用の方向性について。

また、中学校の臨時バス運行について。

降雪時のバス運行について、中学校は、あらかじめ予報の状況で運行計画実施をされておりますが、近年の急な天候変化に対応ができていないのが現状です。こちらにも弾力的な運用の方向性について伺います。

2点目、荒天時等の登下校の安全対策について。

先ほど中学校の通学の件のところでも出しましたが、急激な天候変化、ゲリラ豪雨等により予報以上の降雪など起きることもしばしばあります。天候状況によって学校ごとに対応がその都度となるため、ある程度のルール化の必要性を感じています。昨年も早朝にJアラートが発出されたこともあり、これが登下校中に発出されたときの対応と安全対策について、例とすると、学校に行くまでに発出されたときの対応方法や下校前に発出されたときに学校待機へ方法、また、保護者への引渡し等について、この2点について教育長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

山口教育長。

○教育長（山口 廣君） 渡邊裕治議員からの安全な登下校の仕組みづくりについてお答えいたします。

最初に、小学校通学バスについてお答えします。

渡邊議員の質問の中で通学距離4キロ以上とのことですが、現在の決まりでは、原則3キロ以上となっています。

また、学年により乗車の制限があり、家庭によって徒歩通学・バス通学が分かれることがあるとのことですが、原地区の1年生と堂山地区の1年から3年生はバスに乗ることができるようになっているので、兄弟がいる場合、家庭によってはバス通学と徒歩通学に分かれることがあることを示しているのではないかと思います。

さて、小学校のスクールバスについての検討ですが、高山小学校PTA通学委員会で検討し、決定されています。第1回通学委員会は、昭和57年8月9日に開催された記録が残っています。このときは、1年生から3年生の低学年は3キロ以上、4年から6年の高学年は4キロ以上と決まっています。その後、13地区の保護者代表などで構成される通学委員会が数回開催され、現在の決まりとなっています。

PTAは社会教育団体ですので、教育委員会は求めに応じて指導や助言を行うことができますが、求めがない状態でこの件についてこの場で発言するのは適当ではないと考えますので、発言は控えさせていただきます。

次に、中学校の降雪時等の臨時バスの運行についてお答えします。

降雪時のスクールバスの運行については、委託業者との話合いで、当初は運転手の手配の関係で3日前までに、そして、連続3回以上の運行計画を提出する取決めでした。現在は、前日までの提出で運行できるようになりました。ただし、月曜日の運行については金曜日までに計画を提出してほしいとのことです。そのため、予報を基に運行計画を提出しているのが現状です。

小学校のスクールバスの運行を優先させていますが、今後も子供たちの安全に配慮した臨時バスの運行を考えていきたいと思えます。

急激な天候変化の登下校の安全対策についてお答えします。

学校の危機管理については、園・学校で危機管理マニュアルを作成し、子供たちの安全対策を行っています。その判断は、現場にいて状況を把握している園長や校長が行います。状況により教育委員会から指示を出すこともあります。

保育所、こども園、小・中学校は成長段階が違いますので、同じルールをつくることは難しく、学校ごとに対応が違ってくることが想定されます。

登下校中の安全対策ですが、文部科学省が出している安全な通学を考えるワークシートなどを使い、児童・生徒や保護者に考えてもらうことが大切と思っています。

通学に関わる学校での安全教育、子供と保護者が話し合う家庭での安全教育、そして、地域の方々の協力は必要だと考えています。

地域の方々には、区長会議で降雪時の除雪のお願いや散歩しながら子供たちの様子を見ていただくなどのながら見守りをお願いしています。ながら見守りのリーフレットは、各地区の回覧でお願いしています。

子供たちの登下校の安全確保は、学校、保護者、地域の方々の連携なくしては確保できないと思っていますので、今後も協力をお願いしていきたいと思っています。

以上で、渡邊議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（山口英司君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、答弁ありがとうございました。

小学校のバスに関してはPTAの通学委員会ということで、そちらで検討されているということなんですけれども、年々、保護者のほうも勤務形態等先ほども最初に出したんですが、変わってきておまして、降雪時の中を見ると、逆に通学路を歩かせるよりは学校まで送り届けたほうが安全ではないかということで、実際に小学校や中学校で入り口のところで渋滞

をするということも最近見受けられると思います。

私もちょっといろいろ資料を調べまして、平成20年に文部科学省で出しておりますスクールバスの活用状況等調査報告の中で、やはりこのときは平成17年に広島市や栃木県の旧今市市で通学路における児童・生徒等の犯罪案件の発生を受けて、通学路の安全確保が課題となっていて、登下校の安全確保の観点から距離が短い児童・生徒も同乗させる取組がなされていますということが書いてあったりしました。

中山地区もせっかくバスを運行していて、今は大体、乗車人数が6人ほどという話も聞いておりますので、今後なんです、保護者に対して登下校のアンケート等を取って、下校時というのは意外と児童館に行かれたり習い事に行かれたりということで、逆に直接家に帰る児童生徒も少ないということ、私もちょっとその時間帯に通学路等を通行すると見受けられることがあるので、今後もう少し、少子化ということもありますので、子供の安全対策として短い距離でもそういう対応をしていただけないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○教育長（山口 廣君） 先ほど言いましたように、教育委員会については、高山小学校PTA通学委員会で検討された内容を尊重していきたいというふうに思います。

年々、子供がどこから来るかというのは、我々よりも学校のほうがしっかりしていますので、今のご意見については学校のほうに伝えたいと思います。

なお、降雪時の安全運行につきましては、平成28年3月25日、当時のPTA会長と学校長が議長宛てに要望書を出しています。それを議会のほうで検討しまして、陳情書審査結果報告書質疑採決ということで議会のほうが意見を出しています。その意見につきましては、中学校の降雪時においては、小学校のスクールバスに乗った子供たちは降雪時に乗せたほうがよいという意見書というんですか、採決を取った。これを基に教育委員会のほうでそれを委託業者と、何て言うんですか、検討して、運行できるかどうかということを検討しています。

ちょっと話をしますと、中学校、今まで部活動が7時半から朝練をしていました。その関係で、尻高地区は何とかなるんですけども、中山地区のほうはちょっと運行がなかなか難しいということなんです、本年度より中学校朝練習がなくなりました。ですから、8時15分までに学校に行けば間に合うということになりますので、今後、今、学校のほうにも話しているんですが、来年度と、あと業者のほうと相談しまして、議会のご意見のとおり、中山地区についても降雪時について小学校のスクールバスに乗った子供は乗せることが可能では

ないかということで現在検討中ですので、その辺のところは弾力的にやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山口英司君） よろしいですか。

引き続き、1番、渡邊裕治議員の議席での発言を許可します。

渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、引き続き質問いたします。

高山村でもコミュニティスクール、学校運営協議会制度が始まって数年が、経過しようとしております。

いぶき会館だよりに紹介されておりました文部科学省のコミュニティスクールの参考資料の図表がありまして、その中に、地域とともにある学校ビジョンという図表の中に、いじめ不登校ということも取り上げられておりました。今回、いじめに関してどのようなアプローチをしているのか質問させていただきます。

まず1つ目として、小・中学校におけるいじめに関することについて。

コミュニティスクールの会議内、または教育委員の会議内でこれまでどの程度取り上げられ、おおむね5年ほどの中で、これは議題に問わず会議の中での話題や検討があったもの、また、数による統計等の扱いについて、また、コミュニティスクールについては、制度発足時から現在まで、結果どのような課題を共有してきたか。

2つ目は、いじめの重大案件（重大事態）等について。

これまで高山村において、重大事案（重大事態）案件になるような事例があったか、また、それに当てはまる可能性があった事例の有無について、結果あった場合はどのような課題を共有したか、なければ引き続き発生しないような対策としてどのような課題として検討したか。この2つについては教育長へ質問をさせていただきます。

3つ目として、人権等の観点から、首長としていじめ対策に対する考え方について、この質問は村長に質問させていただきます。

以上です。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 渡邊裕治議員のいじめ対策の各会議における検討状況等についてお

答えいたします。

まず最初に、小・中学校におけるいじめに関して、会議での取上げ、統計等についてお答えいたします。

まず、学校運営協議会の主な役割は3つあります。学校運営の基本方針を承認すること、2番目として、学校運営について意見を述べるができること、そして、3番目として、教職員の任用に対する意見を述べるができること、以上が主な役割で、学校経営に地域の声を生かし、委員の合議による学校づくりを進める組織なので、いじめ対策等の個別事案についての協議は行っていません。

続きまして、教育委員会ですが、教育委員会は会議において、毎月学校から報告を受けているいじめについて毎回協議しています。報告内容は、新規いじめ、継続、解消及び学校の対応などで報告を受け、対策などを協議しています。結果については、必要によって校長に報告し、指示指導を行っています。

次に、いじめの重大事案についてですが、いじめ防止対策法の第5章の「重大事態への対応」では、いじめにより子供の生命、心身、財産に大きな被害が生じたケースとされております。そのようなケースはこれまで確認されておられません。重大事態の発生が確認されたときは、法に従い、教育委員会を通じて村長に報告することになっています。このようなときには、議会にも報告いたします。

私からの答弁は以上です。

○議長（山口英司君） 続いて、村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 人権等の観点から、首長としてのいじめ対策に対する考え方についてお答えをいたします。

人権は英語で、ヒューマン・ライツと言います。ヒューマンは人間、ライツは権利ですが、ライツは正しいとも訳されます。私は分かりやすくするために、人権は「人として正しいこと」と考えております。

いじめは子供だけでなく、大人にも存在します。子供については教育委員会が対策を行っており、大人については人権擁護委員や民生委員などが相談に当たっております。人権についての悩みなども受け付けております。

今後も、人権擁護委員や民生委員の皆さんと連携し、地域の皆さんの見守りをお願いしたいと考えております。

以上で、渡邊裕治議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（山口英司君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、村長、答弁ありがとうございました。

高山村では今、重大事案について、それに準ずることがないということなんですけれども、実際問題として、ちょうど昨年10月になりますか、令和4年のいじめ関連調査の報告が文部科学省から、それと、10月5日に群馬県でも同様の調査結果が公表されました。

この中でやはり、自死に至る件数も年々増加して、昨年は過去最多411人という、学年別に見ると、やっぱり6年生から学年が上がるごとに増えているんですね。私、不登校ということはちょっと語弊があるかなと思うんですけども、群馬県にいたっては長期欠席が小・中を含めて2,590人と、昨年より増加しています。いじめというのはやっぱり1回や2回でその事案につながるのではなくて、やはり学年上がるごとに続いていけば、やはりその子供にとっては学校に行けないような状況が出てくるのではないかと思います。

児童・生徒もいじめによって精神的苦痛を受けて、やはり学業に支障が出ます。しかし、いじめというのは本人の事情で欠席するのではなく、やむを得ずいけない状況であり、精神的苦痛により体調の変化や頭痛や腹痛などを引き起こすなど、体調変化も重なります。これによって、希望する進学先にも進学できないことが、これは結局、欠席日数が多いので該当する高校を受験できなくなるということも出てくるわけです。

また、本人だけでなく、家族の精神的苦痛や時間的損失、被害が大きく、一番はやはり子供が教育を受ける権利をいじめによって脅かされているという事態が起きています。

やはりいろいろ前回も一般質問をさせていただいて、学校でいじめアンケートを取っていただいたり、いろいろな対策・対応を取っていただいているということは答弁の中でいただいているんですけども、やはり明らかにされてこないいじめというものもあります。やっぱり相談につながってアフターフォローまでつなげるには、これから先、やはり既存の対応ではなくて新たに仕組みをつくる必要があるのではないかと私は感じております。

例えば、子供たちからいじめに対するアンケートを今取って、学校のほうで取っていらっしゃると思うんですけども、それをやはり保護者からも報告や相談がすぐできる仕組みづくりが必要ではないかと感じています。これはICTを利用することで相談記録が電子で残り、いつ相談があったかということが明確になりますので、ぜひこういう仕組みづくりについて教育長の考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（山口英司君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） いろいろ、ICTによる教育相談ということですが、現在、群馬県では数か所ICTによるいじめ相談ありますし、中学校は今、携帯はちょっとということですが、中学校においてもLINEによるいじめ相談がもう開設されています。

そういう中で、ぜひ活用していただきたいということで、保護者・子供たちにも、その広報というんですか、連絡先等については行っていますので、さらに村独自となると、村でどうかは分からないんですけども、来るかどうか、まずそういうところをご利用いただくとともに、保護者からのいじめ相談につきましては、直接保護者が学校に来て相談をする件数も結構たくさんありますので、そんな中で対応していきたいなというふうに思います。まず、県教育委員会、その他の関係機関、あるいは警察も全て相談窓口を開設して、ネットに出ていますけれども、そんなところをご利用していただくのが最初はいいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口英司君） 渡邊委員。

○1番（渡邊裕治君） 教育長、ありがとうございました。

いじめによって、子供たちに学ぶ環境を十分に提供できなかった、提供できないという状況が続くとなると、やはり社会に問題があるんじゃないかなと私は感じております。生きづらさというのは自分だけの問題ではなく、社会の問題であると。

私は最初、議会だよりに「個人的なことは政治的なこと」という言葉を書きました。生きづらさは一つの社会課題であり、政治的に解決していかなければならないと思います。

今回、2度目としてこのいじめ問題を一般質問で取り上げたのは、私自身もいじめられた経験があり、この年齢になっても当時のことが夢に出てうなされることがあるということですので。それくらいいじめは心に傷を負うということです。自身の経験があるからこそ、これから次世代を担う子供たちにはこういう経験をしてほしくないという気持ちがあります。現在起きている状況を鑑みれば、その仕組みづくりをする必要があると考えています。

最後に村長にお聞きいたします。

全国で事例を見ると、教育行政だけでは解決に至らなかった事例があります。たくさんあります。例を挙げますと、大阪府の寝屋川市では独自の条例を制定し、いじめについて一般行政も解決に向けて動くことができる体制を整備しております。寝屋川市の素晴らしいところは、以前にいじめについて重大事態が発生していたわけでもないんですが、先手先手の対策としてこういった取組をしているところですよ。

これからの取組として、条例を制定し、一般行政もいじめの解決に向けて動ける権限を持つべきだと考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） こんなにもいじめがあるということでありますけれども、私も小さいときに先輩からいじめられた覚えがあります。何とかクリアして現在に至っておりますけれども、非常にこの登下校の往復が大変嫌だった思い出があります。

今回は、行政相談と心配事相談、人権相談の合同相談所を開設してこの解決に向かうと、そういった手法で行政も参加をしておりますということで、解決・相談ということについては、こちらのほうへ相談していただければというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 渡邊議員、よろしいですか。

◇ 飯塚武久君

○議長（山口英司君） 次に、5番、飯塚武久議員の発言を許可します。

飯塚議員。

〔5番 飯塚武久君登壇〕

○5番（飯塚武久君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最近、いろんなところでメタ認知という言葉をよく聞くようになってきております。メタ認知とは、簡単に言うと、自分の考え方や行動などを自分自身で俯瞰する、いわばもう一人の自分が客観的な立場から自分の言動を調整したり調和を図ったりする能力であるということであるそうです。

この概念は、1970年代にアメリカの心理学者が提唱したものであるとのことでありますが、特に最近になってこの考え方が大きく取り上げられる背景としましては、今、政治・経済・地球環境などあらゆる分野において先の見えない時代と言われる中で生きていくためには、個々の事象にとらわれず全体をきちんと見極め、物事を判断して前に進んでいく必要がある、そういった大きな流れからきているのではないかというふうに考えております。

また、この考え方は、これまでも既に組織における人材育成や組織マネジメントの分野などで多く取り入れられてきていますが、少子高齢化や環境問題などの先の見えない多くの問

題を抱える中で、一般行政や教育の場においても今後ますます重要になってくると思います。

そうした中、教育現場においては今、学力などを数値化できる、いわば認知能力に対して、このメタ認知能力を含む自制心や忍耐力、共感など数値化が難しいものの人が生きていく上において非常に大切な能力である非認知能力をしっかりと伸ばし、将来を担う人材を確保するという大きな流れができつつあると思います。

そこで、今回は非認知能力と学校教育についてと題して教育長にお伺いしたいと思います。

具体的には、本村の学校教育における非認知能力の位置づけと具体的な取組についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山口英司君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 飯塚武久議員からの非認知能力と学校教育についてにお答えいたします。

先ほど飯塚議員のほうから認知能力、非認知能力とはどういうものかと具体的にお話をされたんですが、もう一度確認をさせていただきます。

特に近年、非認知能力が注目されていますが、まず非認知能力について、認識についてお答えいたします。

計算力や漢字テストなどのように学力テスト、スポーツテストなどで計れる能力を認知能力といいます。それに対して、コミュニケーション能力や意欲、忍耐力、思いやりなど、数値での測定が難しい能力を非認知能力と呼びます。

現在の小・中学校学習指導要領では、子供たちに育てたい資質・能力として、1、知識・技能、2、思考力・判断力・表現力等、3、学びに向かう力・人間性等の3つの柱を挙げています。知識・技能・思考力等は認知能力ですが、学びに向かう力・人間性等は、非認知能力に当たります。その中で、学びに向かう力を、先ほど飯塚議員が発言していましたメタ認知、学校では学びに向かう力をメタ認知と表現しています。

幼稚園教育要領では、幼児期に終わるまでに育てほしい姿として10の例を挙げています。その中で、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会との関わりが非認知能力と深く関わっています。幼児期から非認知能力の育成が大切ともいわれています。

本村の学校教育における非認知能力の位置づけについてですが、基本的には幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領で示されている内容をしっかりと指導することで、非認知能力は身に付いていくと考えています。

具体的な取組ですが、学習指導要領や教育要領には非認知能力との表現がありません。したがって、非認知能力を意識した学習活動を行っている教職員は少ないと考えています。今後は調査を行い、校長・園長を通して教職員に非認知能力を意識して子供たちの学習を進めるよう指導していくつもりです。

また、群馬県教育委員会では、本年度より非認知教育専門家委員会を設置し、令和8年度までに非認知能力育成を目指す群馬モデルを作成し、県内の学校のみならず全国に発信する計画でいます。本年度より実践研究を行うため、中学校4校、高校2校を指定し、研究を進めています。

本村としても、研究指定校の成果と課題を基に、非認知能力の育成に努めていきたいと思っております。

以上で、飯塚武久議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（山口英司君） 飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 教育長、ありがとうございました。

非認知能力の考え方は、子供はもちろん年代を問わず、個々の人格形成や人間関係をつくる上でも非常に有効なものであり、学校教育現場だけでなく、例えば役場内や企業内、また、地域社会における様々な組織においても広げていくことが望ましいものではないかというふうに考えております。

特に最近では、若い世代を中心に組織の帰属意識が薄れて、個人が自立してつながる組織への変革が求められるなど、これまでと違った形での組織の形が模索されております。また、急激な少子高齢化による集落機能の低下なども大きな問題になってきております。そうした中、今後、自治会等の地域運営を円滑に運営していくためにも、メタ認知を含む非認知能力の考え方を導入して組織を活性化させていく必要があると思います。

ぜひ、これから行政側からこのことについて積極的に発信をしていただきたいというふうに思います。

最後に、学校教育の場においては、この非認知能力の考え方を積極的に進め、これまでのように過度な競争社会に飲み込まれるのではなく、子供たちがお互いを理解し合い、切磋琢磨して学力だけでなく、教育の真の目的であります、よりよき人間形成を目指して努力していただきたいと思っております。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（山口英司君） 次に、6番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔6番 後藤明宏君登壇〕

○6番（後藤明宏君） 議長より質問の機会をいただきましたので、空き家リフォームにて移住促進を、このことについて村長のお考えをお聞きいたします。

先日の報道にて、移住希望地ランキング1位が静岡県、2位、群馬県というニュースを耳にしました。都市部から環境のよい地域、災害の少ない地域に移住先を求めています。高山村でも、移住定住を進める中、田舎暮らしを求め村を訪れる方が増えていますが、受入住宅が少ない状況です。

数年前の統計では、村内の空き家200件中、利用可能空き家が50件余りでしたが、現在、新たな空き家が多く見受けられます。現在の動向と、移住したい方のニーズに沿う貸出し可能空き家のリフォームについて、移住促進を進めていただきたいと思います。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤明宏議員の一般質問についてお答えをいたします。

令和2年度において実施した空き家実態調査では、空き家の可能性が高いと判断された物件が192戸でした。同時に実施したアンケート調査では、空き家バンクに興味があると回答された方が67名で、そのうち空き家の利活用の可能性が高いと判断した物件は34戸でした。

その結果を踏まえ、再度、所有者等とヒアリング調査の結果、状態がよくて利活用の可能性が見込まれる20戸程度の物件について、所有者の方に協力をいただきながら、移住相談者に対してのマッチング等について進めております。

空き家の利活用については、賃貸住宅が少ない本村では、移住者の受入手段となる空き家を村で借り上げ、リフォームをして、令和4年度より移住定住促進住宅整備事業として、新田の家として整備をしてまいりました。

令和5年度においても、戸室地内において移住定住促進住宅整備をしております。今後の課題としては、利活用できる空き家を選定していく中で、改修工事費用が安価で可能な物件

の選定を進め、改修工事の圧縮を含め検討すべきと考えております。

令和6年度においては、定住促進住宅取得費補助金を創設し、その補助の仕組みの中で新たに移住定住しやすい中古住宅の改修補助についても規定させていただいております。

最後になりますが、移住定住コーディネーターが受けた村内への移住定住相談については、令和元年度では延べ相談件数が166件、新型コロナ禍では減少し、令和4年度においては延べ件数で89件でありました。移住者の住まい確保の相談対応もあり、移住定住コーディネーターは、令和5年度から2名体制となり、移住定住対策の充実を図っていきたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 後藤議員。

○6番（後藤明宏君） ありがとうございます。

現在ある村営住宅の老朽化が目立ち、空き部屋も出ている状況です。また、本宿地区分譲地も販売に苦戦しています。田舎に何を求めて移住したいのか、まず自然環境、子育て環境、生活費を下げられる、災害回避、人混みから離れたい、また、不安要素として、仕事、人間関係、金銭的不安とのことです。このようなことから、村営住宅の建て替えより費用を抑え、空き家を活用し、10年住んでいただいたら無償譲渡するくらいの移住促進をしないか、高山村の人口はあと5年以内に3,000人を切ってしまう。思い切った計画の実行を求めます。

○議長（山口英司君） 村長、答弁どうですか。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤議員から空き家問題について、人口流出の問題等々、お聞きしましたけれども、これからそういった事業を展開する中で、流出あるいは呼び込みの人口を増やしていきたいというふうに思いますけれども、なかなかこれは厳しいことだと思っております。人口はよそから来る、よそから来れば、移動する前のところでは人口が減るわけです。人口を取りつくらをするわけですね、いわゆる。なかなかそういうことを考えますと、有効な解決策というのは非常に難しいというふうに私は考えます。

しかしながら、指をくわえて見ているわけにはいきませんで、群馬県の土壌の堅牢さ、被害の少なさを十分に利用する必要もあるのかなというふうに思います。先ほど議員おっしゃいました静岡が1位、群馬県2位という記事が載って、9位から2位になりましたけれども、これを利用して増やしてもいいのかなというふうに、自然な成り行きでそういうふうな傾向にあるのだったら、その自然をそのまま利用するというふうに考えてもいいのではないかと

いうふうに思います。人口を増やすためには、そこそこの取組が必要かというふうに思っております。

○議長（山口英司君） 後藤議員。

○6番（後藤明宏君） 先ほど村長が言いましたように、定住にかけて、本当に取りつくらと
いうことなんですけれども、それを何とか村で、たくさん受けられるような政策をしていた
だきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（山口英司君） 次に、8番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔8番 後藤 肇君登壇〕

○8番（後藤 肇君） まずは一般質問を行えることに関して感謝いたします。

私はふるさと祭りについてお尋ねをしたいかなと思っております。

ふるさと祭りも来年度は予定される予定でありますが、高山村最大のイベントと考えてお
ります。当初は、高山商工会青年部が主体となり行っていましたが、商工会の青年部の数が
少なくなり、今の形となっております。回数も40回と先輩達が積み上げてきた重さを感じる
ところでございます。来年度も予定されるとなれば、その内容とか規模に関して教えていた
だければと思いますので、よろしく願いいたします。併せて、昨年度の中止の過程も分か
ればお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤肇議員の一般質問をいただきました。

新型コロナウイルス拡大により4年ぶりの開催となるべき昨年度のふるさと祭りについては、
台風7号の接近により中止となりました。

令和6年度のふるさと祭りの規模については、昨年同様の予算規模での執行になるかと考
えております。内容については、主としてこれから組織を通じてイベント等の内容を精査し
ていくことになると思いますけれども、出演者については、毎年お願いしている村内の団体

に出演依頼をお願いし、新たにイベント参加者を募集したいと考えております。イベント等広場の出展者については、昨年同様に募集をかけていきたいと考えております。最終的には、高山村ふるさと祭り実行委員会で、イベント内容等については決定していきたいと考えております。

花火打ち上げについては、令和2年度から令和4年度までの3年間については、新型コロナウイルス感染症拡大により、ふるさと祭り自体を中止させていただきました。令和2年度から花火打ち上げについては、打ち上げ時の安全性を確保し、感染防止対策を講じながら、イルミネーション点灯式と併せ、11月の秋の収穫感謝祭時に、小規模ではありますが実施しております。今後も昨年同様に実施していきたいと考えております。

最後になりますが、ふるさと祭りの花火打ち上げについては、打ち上げ場所の安全性を再度調査・検討し、高山村ふるさと祭り実行委員会で諮っていきたいと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 村長、ありがとうございます。

まず、今のお話を聞かせていただく中で感じることをお話しさせていただこうかなと思います。

実行委員会をつくってという形で毎年これやられているかなと思うんですけども、その実行委員会が始まるというよりは、ふるさと祭り実施するまでに2回ほど多分計画されているかなと思うんです。その中において、会議等で出されることは、さっき村長が言われたようなことが話をされる記憶がございます。

ですが、今の段階、1回目、2回目が5月、7月頃、会議いつも予定されているかなと思うんです。そのことで思うんですけども、その内容をもう少し変えていただきたい。実行委員会を、今ですと2月、3月ですから、この時点から、例えば若い人の力をもっと入れる、ロックハート城とタッグを組む、区の会長、それとか老人会、これは老人会は特に今までの会議でも入っていたかなと思うんですけども、そのほかにも各諸団体の代表の方、そういう中において一度協議をしていただいて、内容に、それからやはり実行する、そういったものをしていかないと、なかなか、失礼な言い方になっちゃうかもしれないんですけども、地域振興課で検討している中で悪いとは言わないんですけども、やはりその中に、やっぱり時代も変われば何かを変えていかなければいけないと思うんですよね。やっぱり5年先、10年先まで続けていくのには、その辺を検討材料を入れるのにはそういう予備知識的な会合

を持って決めていくのが、やはり盛り上がりとかそういうものがもっと上がってくるんじゃないかなという感じを持つわけです。

それと、私もそういうことで一般の方にちょっとお話したことあるんですけども、その中で、花火とあるけれども、そんなに今こだわるもんじゃないんじゃないという、そういう返事もあったんですよ。それはなぜですかと言ったら、開会式とか何かでドローンをやっているじゃないと。花火じゃなくて危なくてできなければそれを両方やるとか、そういういろいろ考えを持って進めていくのがやはりふるさと祭りではないかというような意見を言われました。私もすごく花火凝っていたわけじゃないですけども、そう思っていたんですね。ですけども、やっぱりそういう考え方も中にはあるということを、ぜひそういう実行委員会とか中に入れていただいて、意見があれば一つでも取り入れていくというのは、やっぱりふるさと祭りを盛り上げる一つの手法かなと思うんですね。

ですから、できればその中でそういう検討をしていただき、実行委員会を進めていただければと思うんですけども、よろしく願いいたします。村長のご意見があればお願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、既成のイベント等歌謡ショーとか、そういったものが最初に出てくると、もっと内容を精査しなさいということだろうと思いますけれども、先ほど歌謡ショーとかそういうものを口にしなかったのは、イベント等についてはもっと考える余地を残して答弁をいたしました。

○議長（山口英司君） 後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 村長のそういう答弁を聞きまして一安心をするわけですけども、ぜひそれを実行に移していただいて、大体これは8月14日に決定になるかと思うんですけども、そのときは全員で楽しめるようなふるさと祭りにできればいいかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） ここで暫時休憩とします。

11時5分より再開します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（山口英司君） 再開します。

◇ 佐藤晴夫君

○議長（山口英司君） 次に、佐藤晴夫議員の発言を許可します。

佐藤議員。

〔7番 佐藤晴夫君登壇〕

○7番（佐藤晴夫君） 議長から許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

高山村では、土地改良事業は地域においては遅れている中、高山村の基幹産業は農業だと村長も話しておりますが、近年、農業従事者の高齢化により減少傾向にあります。耕作放棄地が増え、村の自然環境をそがれるおそれもあり、土地改良事業をしていないが、優良農地に該当する場所は将来のため、土地改良事業を進めていくには、村が受益者の個人負担金の補助を行い、事業を円滑に進めるように基盤整備ができれば、これからの高山村の農業振興につながっていくのではないのでしょうか。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 佐藤議員からのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、近年では農業従事者が年々高齢化し、農業をリタイアされ、離農などにより農業従事者が減少傾向にあります。それに伴い、借手のない農地については耕作放棄地などの遊休農地が増え、農地が荒れ、村の自然環境を損ねるおそれもあります。

そのため、地域での話し合いにより、地権者の合意形成を図り、土地改良事業のできるころから国や県等の事業採択を受け、土地改良事業を実施して、優良農地として農地の借手が見つかりやすい状態に整備していかなければならないと思っております。

また、村内の方では、借手がいなければ村外からでも借手が見つかるような農地にしなければと思います。それにはやはり地権者の方が土地改良事業をしてもらいたいと思えるような制度が必要だと思っております。まずは活用可能な補助制度を確認しますと、現在実施している原地区のように、県営事業要件に該当し、農地集積率を100%とすることで、受益者負担の

ない事業が活用可能であります。また、通常の基盤整備でも、県営事業に該当すれば、受益者の負担軽減策として、中心経営体への農地の集積・集約割合に応じた促進費の交付が受けられ、これを受益者負担分に充当することが可能であります。

県事業要件に該当しない小規模区域であっても、高収益作物導入や農地集積を図ることで、受益者負担分を軽減することができます。上記以外の地域においても制度活用が難しいことから、基盤整備にかかる地元の合意形成も難しくなるため、村独自で受益者負担金補助を検討する必要があると思います。

以上、佐藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

今、6年度から始まる原の土地改良事業は、中間管理機構に絡む土地改良で、畑作地が主でございます。ここにおいては、もう高齢者の方は、そんなに農業意欲のない方ですので、貸すことには全然興味持っておりません。ですから、簡単なみんな合意で今の貸付地でゼロ%の耕地整理ができております。

ですけれども、原でも今、今後もう一回したいというところは、水田が中心な地域ですもんで、なかなか自分が作っている分だけは作りたいというような人がなかなかいます。前の土地改良事業でも1回失敗しております。

こういった中、今やっておかなければ、この現状の基盤が本当に荒廃農地になって借手もいないような農地になると思います。そういった中で、今後、今、手を挙げて、できれば村の助成をいただきながら、地権者の同意を得て一步進めていければと思っております。

そんな中で、私たちも聞いた中では、中山間地地域農業整備事業等でいきますと、補助金が、国が55、県が32、村が11、受益者が2%というような補助事業の内容がございます。この中身については、まだいろいろ細かいことは分かっておりませんが、こういった制度であれば、村が2%ぐらいの補助であれば、何とか1%でも2%でも助けていただければ、地権者が優遇的に賛成してくれるのではないかと思っております。こういったことを踏まえて、今後とも村長よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 原地区においては、水田が一部、丸山の辺りで耕地整理ができなかったということでもありますけれども、もうちょっとで地権者の同意がもらえなかったんかなというふうに思いますけれども、あそこも結構耕地整理すればいいところになります。

ですから、貸手と借手をちゃんと明確にしておけば、明確にして土地改良に臨めばできると思うんですよね。最大限の努力をもって水田の土地改良に村でも援助したいというふうに考えております。

○議長（山口英司君） 佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） そういうことで、村長よろしく願いいたします。

以上です。

◇ 平 形 玉 緒 君

○議長（山口英司君） 次に、2番、平形玉緒議員の発言を許可します。

平形議員。

〔2番 平形玉緒君登壇〕

○2番（平形玉緒君） 議長から発言許可をいただきましたので、高山村の自然災害の対応についてお尋ねいたします。

本年1月1日、能登半島において最大震度7を記録する大地震が発生しました。200名を超える多くの犠牲者と甚大な被害が、連日ニュースや新聞で報道され、現在なお1万4,000人もの方々が避難所での生活を余儀なくされております。

近年では地球温暖化の影響と思われる異常気象により、ゲリラ的な集中豪雨が全国的に発生し、各地に被害をもたらしています。台風による災害も懸念される所であり、気象庁は、地球温暖化に伴い、台風による災害の危険性が年々増大しているとしております。

高山村においても、平成26年には、最大120センチメートルを記録した高山村始まって以来の大雪、令和元年の台風19号では洗い越しの橋が流されるなど、村内各地で甚大な被害が確認されております。このときの避難施設への自主避難者は約100人と聞いており、防災無線の呼びかけによる多くの方が自主避難されました。また、避難者の中に、避難時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者、いわゆる避難行動要支援者の方がどれほどいらしたかは存じませんが、11月の議会全員協議会において、保健みらい課長の説明では、この個別計画を作成し、関係機関との情報共有をすとの説明がございました。

いつ、どこで、いかなる災害が発生するか、予想することは大変困難であることは承知しておりますが、そのような中であっても、万が一、災害が発生した場合には、迅速にいち早

く対応し、人的被害が生じないように、対策を講ずるとともに、被害を最小限に食い止めなければならないのではないのでしょうか。

そこで、村では、いざ災害が発生した、また、発生するかもしれない災害に対し、防災対策の3要素であります、自分や家族の身を守るという自助、地域コミュニティで助け合うという共助、公的機関による救助・援助を行うという公助の3要素を踏まえた上で、どのような方法で村民の安全安心が確保されるのか、また、いざ災害に直面した場合には、日常生活が困難になってしまうおそれがありますが、災害などが発生した場合に、ライフライン、水道、電気、ガスが途絶えたり、食料品や日用品、最近では女性が一番意識する点でもあります生活用品や衛生用品などについても、災害が起こると、流通がストップしてしまい、手に入りづらくなる可能性が大きいことから、準備をしておきたいものとなっております。村民の命、身体、財産を守ることは、行政に課せられた大きな使命です。

避難所の運営を含め、現在村ではどのような防災備品等の備えが準備されているのかと、その仕組みについて、村長にお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 平形玉緒議員からのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、村民の生命、身体、財産を守ることは、住民福祉の向上とともに、行政の大きな役割の一つであると認識しております。

本年1月には能登半島地震、令和3年及び令和4年の福島沖地震が発生し、多くの方が犠牲となっております。また、地球温暖化の影響によるものと思われる異常気象により、毎年のように各地で集中豪雨が発生し、多くの方々が犠牲となっております。

高山村では、災害は平成26年の大雪、令和元年度の台風19号による災害が記憶に新しいところではありますが、幸いにも人的被害は確認されませんでした。

報道などでは、災害に遭われた方の話として、こんなこと初めてとか、今までにはなかったといったものが多く聞かれました。これは高山村でも同様であろうと感じたところであります。発生した災害に対して、その時々状況に応じた対応をするしかないと思っておりますが、その対応を少しでも的確に効率よく行うために、発生するかもしれない災害を想定し準備しておくことが重要であると考えております。

高山村では、昭和38年に地域防災計画を定め、その後、平成10年、平成27年と見直しを

行っております。この計画は、一般災害対策、震災対策、原子力施設事故対策に分け、それぞれ予防、応急対策、普及について計画されているものであります。この計画の周知を図るため、平成25年防災ハンドブックを、平成28年に防災ガイドブックを作成し、全戸配付しております。また、令和元年には、防災災害に加え、洪水の危険箇所を示した防災ハザードマップを作成し、全戸配付しております。

また、村全体を対象とした地域防災計画を基本に、さらに地区ごとに対象者ごとの計画も求められているところがございます。おおむね行政区を単位とした地区防災計画もその一つで、地域住民が主体となって作成することにより、計画の実効性を高めることを主眼としているものでございます。現在、中心となって進めていただく防災士の養成を進めているところでございます。

また、個別避難計画は、度重なる各種災害の際、多くの高齢者や障害者の方が被害に遭われている現状を踏まえ、災害対策基本法により、令和7年度までに作成するよう、努力義務として課せられているものでございます。

村では、要介護3以上の方、身体障害者手帳1級及び2級の方、療育手帳A判定の方々を対象として、本年1月に策定いたしました。対象者の総数は78名となっております。

要支援者名簿には、緊急時の連絡先、いざ災害が発生した場合、誰が避難支援をするのかなど定めておりますが、避難支援者に責任を負わせるものではなく、支援者の安全を第一に考えていただき、その上で可能な範囲で支援をお願いするもので、複数の支援者を定めてございます。

また、広範囲での見守りの観点から、要支援者名簿は関係機関と共有したいと考えておりますが、個人情報を含むものであり、取扱いには慎重を期さなければなりません。

今後、具体的に検討していかなければなりません。現時点で想定しているのは警察、消防、保健福祉事務所などの公的機関と、社会福祉協議会、民生委員などにも協力をいただきたいと考えております。

いざ、大規模災害が発生した場合には、公的機関のみでの対応には限界があることは過去の例からも明らかであります。被害をできるだけ少なくするためには、家族を単位とした自助が最も重要であり、ハザードマップなども参考に、いざというときの避難場所、避難経路などを家族で話し合っておいていただければと思います。

次に、共助であります。単身世帯で体の弱い方や不幸にも被害に遭うなど、自力での避難が困難な場合があります。日頃からの状況を把握している身近にいる方たちがこういった

方々を支援していただけたらと思います。個別避難計画は、こうした場合にも大変有効であると考えております。

引き続き、自助、共助の大切さを周知するとともに、万一被害が発生したならばすぐに行動に移していただけるような取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、公助であります。役場としては避難所の運営や関係機関への応援要請を行い、速やかな応急対策、復旧、復興に努めてまいります。

また、災害用備蓄品の整備も時代に即したものに随時見直してまいりたいと考えております。現在の災害用備蓄品は、食料品や生活必需品、毛布、トイレなど26品目となっております。食料、水、トイレ関係は150人が3日間過ごせるよう準備しております。毛布、マットレス、プライベート空間確保のためのパーティションがそれぞれ100基、少しでも快適な空間を確保するため、大型扇風機やカセットコンロなどの備蓄品としております。

要配慮者の備蓄品としては、簡易ベッド、紙おむつ、おしりふきなどを、また、昨年6月に行われた総務文教常任委員会の視察の際にご指摘いただいた授乳用テント、生理用品なども備蓄品として追加したところでございます。

まだまだ現在の備蓄品で十分とは思っておりません。さとのわの1階に備蓄倉庫を整備していただきましたので、繰り返しになりますが、誰が避難しても大丈夫というようなきめ細かな備蓄品の整備、運営を進めてまいりたいと思っております。

今後ともご意見、ご指導を賜れば幸いです。

以上、平形玉緒議員からのご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 平形議員。

○2番（平形玉緒君） 村長、答弁ありがとうございました。村長の答弁を受けて、幾つか質問させていただきます。

視察のときに指摘した授乳用テントや生理用品などを追加していただき、ありがとうございました。要配慮者の備品として紙おむつは目にしましたが、女性用のパンツや下着は、ありませんでしたが、今後用意していただけるのでしょうかということと、あと、備蓄品についてなんです、賞味期限というのが何にでもあると思うんですが、この賞味期限については、いつ頃を目安に破棄するのか、教えていただければ幸いです。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） それでは、女性用のパンツのほうから。

災害発生時には、荷物の搬出をせず、まずは避難していただくことが大切だと思

ますので、着の身着のまま避難された場合などを考えると、応急品としては有効ではないかと考えられます。今後、備蓄品目を見直すに当たっては、下着類についても検討してまいりたいと思います。

次に、災害用備蓄品の処分についてですが、消費期限のある備蓄品、主に飲食料品となりますが、高山村で保管しているものはアルファ化米5年分、ビスケット5年、水15年が該当品目となっております。消費期限を迎えると、これら備蓄品の処分についてはおおむね1年を切ったところをめどに、学校やイベント等の無償配布し、防災教育や防災意識の向上に役立ってまいりたいと考えております。

○議長（山口英司君） 平形議員。

○2番（平形玉緒君） ありがとうございます。

あと一つ、女性の立場から言わせてもらいますと、こう向いても、議場においても議員は私、女性議員として1人なんです。執行部には1人も女性がいません。

そういった意味で、避難所なんか開設したときには、多分執行部に対しても男性の方が多いと思うんですよ。そういった場合に、生理用品とか無造作に置いてもらうと、男の人がそこにいて取っていくのは非常にデリケートな問題なので、ぜひ執行部に関しても、この議場に関してもなんですが、女性が少ないのはなぜなのかというのと、なぜなのかというべきなのか、そういうときに関しては女性の執行部を増やしていただきたいという願いもあり、今までこんな質問をした議員はいなかったと思うんですが、女性の立場から女性を代表して答弁していただければと思います。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） それでは、必要な部分だけお答えいたします。

避難所の運営について、女性がいないということ、女性が少ないということで、なかなか手が行き届かない部分がございますけれども、そのようなことがないように配慮して努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山口英司君） 3回過ぎましたので、これで終わりにしたいと思います。

◇ 唐 澤 徳 治 君

○議長（山口英司君） 次に、3番、唐澤徳治議員の発言を許可します。

唐澤議員。

〔3番 唐澤徳治君登壇〕

○3番（唐澤徳治君） 議長の発言許可をいただいたので、一般質問をさせていただきます。

たかやま高原牧場について、村長に伺います。

昨年4月から村会議員としてお世話になり、私自身が農業に携わっていることもあり、牧場関係の問題を見聞してまいりました。その中で様々な問題があるのではと感じました。

放射能及び家畜保健所の許可等いろんな問題、8月には試験的に羊を搬入すると聞いておりましたが、いまだに搬入しておりません。

昨年の10月に、秋田県藤里町の大野岱牧場に視察研修させていただきました。大変有意義な研修であったと思います。その中で、放射能の問題で議論されていましたが、大野岱牧場では、肉用の羊は羊舎で飼育のため、放射能とは関係ないとのことでした。また、羊舎でなければ肉用の販売に向かないとのこと、また、羊経営では赤字だということでした。

大野岱牧場に渋川のグリーン牧場から移住していきまされた若い夫婦からも羊飼育の難しさ等、いろんなことを聞くことができました。

昨年秋、環境システムさんの馬小屋の殺菌消毒の写真を拝見しましたが、それもそもそも背負い動噴で殺菌消毒などでは効果がありません。その後、先日牧場を見に行ってみましたが、馬小屋の清掃もしていないところで消毒しても全然意味がないことではないかと思われまます。

そのような観点から、いろいろ総合的に考えて、3年後をめどに令和8年度をもって繁殖牛の放牧をやめると聞きましたが、ここ数年は収支が良好であるのに、なぜ和牛の放牧をやめて羊に切り替える必要があるのか、全て羊ではなく、和牛を残す考えはないのか、村長に答弁を求めます。

2番目に、牧場を運営するために、牧場専用のタイヤショベルが必要と考えるが、購入する考えはということなんですけれども、現在、牧場では、建設課と共同で利用しております。冬場については建設課のほうで除雪作業等に使用し、牧場のほうではユニックを使つての作業となります。

安全性に考慮をいろいろ考えても、タイヤショベルのロールグラップル、それを使つてやるのが一番有効と考えられます。それで、夏場におきましても、たかやま高原牧場では非常に傾斜地が強く、そういった中でラッピングロールを出したときに1台がキャッチしなければ下まで転がっていつてしまう、そういった現状の中で1台のタイヤショベルで作業をこな

すのは非常に大変だと聞いておりました。そういったことをいろいろ考慮しながらタイヤショベルを必要とする考えはないのか、村長にお伺いいたします。

○議長（山口英司君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 唐澤議員からのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の3年後の令和8年度末をもって繁殖和牛の放牧をやめると聞いたが、ここ数年は収支が良好であるのに、なぜ和牛放牧をやめて羊の放牧に切り替える必要があるのかということについては、以前から説明させていただいておりますが、その当時、牧夫の後任が見つからないで、このまま牧場の放牧地を荒らしてしまうのでは、景観上、イメージが悪くなるといったところで、羊の放牧により高山村に貢献したいという提案があった株式会社環境システムズからお話をいただき、いろいろと検討した中で、最善であると判断し、羊を牧場で飼って観光や畜産振興に役立てようと思ったのが発端であります。

繁殖和牛は、やはり牧夫の方がいないと維持管理していくことができず、収支については機械更新などがなければ黒字であります。繁殖和牛の畜主の方からも廃業も検討しているなどと伺っており、個人事業主、主に障害者雇用などの農福連携にも貢献したいと考えている法人に任せたいと考えております。

また、議員からの質問で、全て羊ではなく和牛を残す考えについては、羊の収支について、頭数を増やしていかないと採算が合わないため、今後の羊の導入計画によっては、和牛の預かりをやめざるを得ないと思っております。

また、2つ目の質問で、牧場を運営するため、牧場専用のタイヤショベルが必要と考えますが、購入する考えについては、今現在、建設課所有のタイヤショベルを除雪で使用しない期間において、牧場にて使用しておりますが、やはり高価な機械でもあり、冬場は牧場でも使用しないため、今後もタイヤショベルについては有効活用していきたいと思っております。もし冬場使用しなければならぬ事態が生まれたら、機械リース料などの予算措置により対応していきたいと考えております。

以上、唐澤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口英司君） 唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） 答弁ありがとうございました。

今、村長が牧夫がいない、それが一番の最初の問題の発端なんですけれども、牧夫がいないわけじゃなくて、私が聞いた見聞ではコミュニケーション不足ではないかと。高山の牧夫

さんが倒れられたときに、今、新治から牧夫さん来ていますけれども、その人はもう午後には応援に駆けつけているという話を聞きました。そういった中で、またその人が引き続きずっと現在に至って来ているわけですが、そういうことができるのであれば、村内の牧夫に限らず、全体的にいろんな周りを広く見て、何も村内の牧夫でなくても、村外であってもいいのではないかとこのように考えます。

一番の問題はやっぱりコミュニケーション不足だったのではないかなというふうに考えられますけれども、それと、牧場のためのタイヤショベルのリース、それも、現在、冬場使っているのは4トン車のユニッククレーンです。安全性とかそういうことを考慮に考えても、一般的にタイヤショベルのロールグラップル、それでやるのが一番安全性もあり、あとは堆肥の問題ですか。正月現在で膝下まで堆肥あります。その中で牛が跳ね歩いていました。そういうことを見ていると、1台は牧場専用でタイヤショベルがあってもいいんじゃないのか。

それで、高山村の草地についても、高山村の酪農家が3軒で一応引き受けて刈り取るようになっていますけれども、高山の農家も今まで草地がなかった関係上、ロールグラップルは持っていないんです。今回引き受けた関係上、今年度は全員、3軒ですか、それを導入しなければいけないというふうに今検討されていると思います。酪農経営していれば、やっぱり専用の機械、それは1台は最低限必要だと思われまうけれども、そこんところはどうか。

○議長（山口英司君） 村長。

○村長（後藤幸三君） そもそも、この牧夫がいなくなると、なくなるということは、そういう話を聞いてから随分見つけたんですよね。本多さんの登場はずっと後に知ったことなんですよね。

酪農家でもいいかなと思って、酪農家にも随分話をしてみました。下仁田の上のほうにある酪農、ジャージーの牧場、あそこと比べても高山の牧場のほうが随分条件がいいなと思いつながら大胡の、知っている農家に当たってみたんですけれども、もうちょっとその気はないと、石原牧場が大間々にあるんですけれども、私の友達でもあり、場所もそんなにいい条件のところでないんだけど、どうだ、高山で酪農してみてもどうかという、そんなこともしたり、随分時間をかけて探したわけですが、北軽のほうにも牧夫希望の人がいるかなと思って当たってみましたけれども、なかなか見つからない。そんなところに、たまたまヘルパーをしていた中里さんといいましたか、その人が役場に来て、こういう会社があるんだけど、会ってみてくれないかということで始まったことでもあります。

この附属品であるタイヤショベルも、リースで間に合えばいいんですけれども、本格的に

やるには、やっぱりあったほうが利便性は高いと思います。経済的には、ちょっとお金かかるかもしれませんが、そういった状況です。

○議長（山口英司君） 唐澤議員。

○3番（唐澤徳治君） ありがとうございます。

今、本多さんという、固有名詞が出て、本多さんのあれなんですけれども、いなくなっから後の話と聞いていましたけれども、ちょっと食い違いがありますけれども、いずれにしても、今の牧場経営の中で牛の収支が黒字化していると、それで、羊の経営が本当に黒字にならなくても、とんとんでいってくれればいいんですけれども、赤字になるようでは困るなというのが一番です。

それと、やっぱり村民の願いというのは牧場の景観ですか。それが維持できることが一番の目的であって、牛でも羊でもあれですけれども、景観を維持してちゃんとやっていけるふうにしていきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（山口英司君） 村長、ありますか。

よろしいですか。

以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（山口英司君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、3月8日から3月18日までの11日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月18日までの11日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山口英司君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は3月19日火曜日、午前10時に開きますので、定刻までにご参集願

います。

本日はこれで散会します。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時49分

令和6年3月19日（火曜日）

（第3号）

令和6年第1回高山村議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年3月19日(火) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 専決処分の報告について(損害賠償の和解及び額の決定) |
| 日程第 2 | 発委第 1号 | 高山村議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 発委第 2号 | 高山村議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 高山村監査委員条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 高山村手数料条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 高山村介護保険条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第15 | 議案第16号 | みどりの村の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 高山村水をきれいにする事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第20号 | 高山村特別会計条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第21号 | 高山村消防団条例の一部改正について |

- 日程第21 議案第22号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 日程第22 議案第23号 財産の無償譲渡について
- 日程第23 議案第24号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第25号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第26号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第27号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第28号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第29号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第30号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第31号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案の訂正について
- 日程第32 議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算
- 日程第33 議案第33号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 令和6年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第36号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第37 議案第37号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第38 議案第38号 令和6年度高山村簡易水道事業会計予算
- 日程第39 議案第39号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計予算
- 日程第40 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第41 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（後藤明宏君） 山口議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○副議長（後藤明宏君） 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の和解及び額の決定）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本年1月16日に村が管理する村道において事故が発生いたしました。村にも一部責任があるとして相手方へ損害賠償を行い、和解したものでございます。

事故の概要でございますが、1月16日午後7時頃、村道東五領線の野口様宅南付近において道路を横断するように電柱が倒れました。電柱は降雪による倒木に巻き込まれたものと思われま。電柱は電線につられるような形で、路面との間に隙間を残し、道路を横断するように倒れました。そこへ軽トラックで帰宅途中の相手方が電柱の下をくぐり抜けようとしたところ、車上部分及びアンテナを破損してしまったものでございます。

この件について、村が加入する全国町村総合賠償保険事務を取り扱う群馬県町村会へ相談したところ、道路管理者である村が交通規制あるいは注意喚起を行うことにより当該事故を防ぐことができた可能性があるとして、村にも3割の過失があるとされました。村としてはこれを受入れ、損害額の3割、1万4,817円を賠償し、和解したものでございます。

なお、賠償額は全額、全国町村総合賠償保険で賄われることとなります。

村の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定については、村長において

専決処分することができるものと指定されていることから、相手方への早期賠償、和解のため3月1日に専決処分を行いました。ご報告いたします。

今後このようなことのないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎発委第1号～発委第2号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第2、発委第1号 高山村議会委員会条例の一部改正についてから日程第3、発委第2号 高山村議会会議規則の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

本件は3月6日に一括上程され、議案調査となっています。これから発委第1号から発委第2号までの2議案について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから発委第1号から発委第2号まで2議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、発委第1号 高山村議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 高山村議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第4、議案第4号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第5、議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

7番、佐藤議員、お願いします。

○7番（佐藤晴夫君） 子育て応援給付金関係なんですけど、令和7年4月1日から施行ということですが、令和6年までの方については、現状の入学祝金とか2万円支給されません。で、今までのあれで3子以上は50万円ですが、1子、2子だと20万、30万、そうすると、これでいくと保育園からもらうと40万もらえますけれども、その辺の差額が出るのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回、条例を提案いたしまして、執行日が令和7年の4月1日、1年間あるわけなんですけれども、これについては周知期間ということでございます。

その来年度につきましては、今の現行制度で周知期間を図るということで、現行制度と同様に推移するものでありまして、切替えのタイミングというものが令和7年の4月1日になるわけなんですけれども、現在の令和5年度の子供につきましても第1子が20万で第2子が30万、それが引き続き令和6年度まで生きると、ただ、どこかで切替えのタイミングが必要だということなので、周知期間を含めまして7年の4月1日からやるということで、こちらの差額については、切替えのタイミングですので、これは仕方ないのかなと思っております。

○副議長（後藤明宏君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 分かりました。ですけれども、やはり3子の50万もらった人と1子、2子の方は入学祝金で40万もらう方との差が出るような気がするんですけども、その辺の修正等は後ですることはないのでしょうか、

○副議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 今の段階で、その修正のことは特に考えてないんですけども、来年度につきましては現行どおりの支給額と、7年から新しい制度が始まるということでご理解いただきたいと思っております。

○副議長（後藤明宏君） 7番、佐藤議員。

○7番（佐藤晴夫君） 分かりました。じゃ、その辺でまた修正とかいろいろ、また余地があれば、その辺でまた考えていただきたいと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 高山村子育て世帯応援給付金支給条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第6、議案第6号 たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 たかやまサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第7、議案第7号 高山村監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 高山村監査委員条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第8、議案第8号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを

採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第9、議案第9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第11号 高山村手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 高山村手数料条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第11、議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第12、議案第13号 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 高山村パイプハウス貸付条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第13、議案第14号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第14、議案第15号 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 高山村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第15、議案第16号 みどりの村の設置及び管理に関する条例

の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 みどりの村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第16、議案第17号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第20号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第17、議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とします。

本件は3月6日に一括上程され、議案調査となっています。

これから議案第18号から議案第20号までの3議案について一括質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号から議案第20号までの3議案について一括討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第18号 高山村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 高山村水をきれいにする事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 高山村特別会計条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第20、議案第21号 高山村消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 高山村消防団条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第21、議案第22号 権利放棄につき議決を求めることについてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 権利放棄につき議決を求めることについてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第22、議案第23号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

本件は3月6日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 財産の無償譲渡について質問いたします。

工作物一式で、地域情報通信機器整備推進交付金で光ファイバーの設置及び附属設備の無償譲渡でありますけれども、無償譲渡を考えたときに、どのように試算して無償譲渡に至ったのか、そして、無償譲渡をすることでメリット、デメリットの説明を求めます。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。平形議員のご質問にお答えをいたします。

光ファイバーの総延長が80.9キロあります。その関係で、うちのほうでも無償譲渡の関係については2年ぐらい前から考えておりました。総務省のガイドラインがあります。10年以上経過したものについては無償譲渡が可能ということでガイドラインに書いてあります。近隣町村でも無償譲渡の議案については、議決をいただいているところでございます。

本村でも平成21年度総事業が1億7,700万、補助率が3分の1ということで、交付金の事業で整備をいたしました。で、総務省の耐用年数なんです、交付金を利用している事業に

なりますので、処分制限期間が10年ということになります。耐用年数は基本的には10年ということで、計算すると令和5年度におきまして13年経過をしております。実際価値的なものについてはゼロ円なんですけど、耐用年数が過ぎても使用ができますので、引き続き老朽化が進むことが考えられますので、村としてはそのまま無償譲渡をしたほうが、財産的なものについては価値がゼロということですが、維持管理についてもかなりかかってきますので、NTTさんのほうに譲渡することを考えております。その関係で、無償譲渡ということで今回議案で上げさせていただきました。それが経緯になります。

メリットとデメリットなんですけど、メリットについては、先ほど申し上げたとおり維持管理、財政面から見ると負担がなくなると、災害等あった場合、閉庁時、村の閉庁時に例えば何かあった場合については、村を通さなくて迅速な、柔軟な対応ができるということでメリットを感じております。ただ、デメリットについては、今のところ見つからないんですけど、その分も含めたとしても、保守を含めても財政面ではかなり優遇をされるという形になります。

以上です

○副議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、執行部のほうから説明をいただきまして納得いたしました。ありがとうございました。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 財産の無償譲渡についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第31号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第23、議案第24号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第8号）から日程第30、議案第31号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本件は3月6日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第24号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 2款1項、ページで行きますと27ページになります。

この中で、地方公共交通対策事業の中で吾妻方面路線バスの補助金、あと沼田方面のバスの負担金、これが不用額が減額になった理由をちょっとお願いできればと思います。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

吾妻方面の路線バス補助金、そして沼田方面の路線バスの負担金の交付事業ということで、吾妻方面は74万1,000円、沼田方面については185万5,000円の減額をしております。これ当初の予算なんです、実績に応じたもので予算を組んでおります。実際の昨年の実績が固まったということで今回については減額ということになります。

吾妻方面の交付事業については74万1,000円の減額ということですので、経費がそれほどかからなかったということになります。高山バスに委託をしておりますので、その分の部分が経費が削られた部分になります。沼田方面の路線バスにつきましては、こちらについては、沼田市のほうに運行補助ということで村のほうから支出をしております。その関係で実績が固まって、昨年については予算よりも少なく済んだということで減額をしております。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 分かりました。もう1点お願いしたいかなと思います。

その上の項目、地域公共交通対策事業の中で、地域公共交通会議委員、地域公共交通会議委員ということで、謝礼がこれ別になっているんですけども、その辺の意味のわけをちょ

っとお願いしたいのと、こういう会議の中で出た意見というのがあれば、ちょっと教えていただきたいんです。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 交通会議の委員さんというのがおまして、その方については14名の方から成っております。その方の報酬等になります。委員の謝礼なんですけど、こちらについては、アドバイザー的な方もいらっしゃるんで、その方の報酬になります。それが減額ということになります。

昨年なんですけど、地域公共交通対策会議ということで7月4日に開催をしております。私も出席をさせていただいたんですけど、その会議の中については、議論についてはあまり話はありませんでした。なぜかという、タクシー業界とかバス協会の方もいらっしゃるんで事前に根回しをしております。実際、料金改定ではなくバスの時刻表の改正だったんですね。その関係で、実際その話をした関係で、バス協会、あとタクシー業界ですか、その方についても意見を伺ったところ、あまり問題ないということで、その会議についてはあまり意見はありませんでした。

今後、例えば賃金改正とか、例えばその路線の一括とかを考えた場合については、かなりいろんな意見が出てくると思いますけれども、私が知る範囲では、会議の内容についてはあまり出なかったということになります。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） これは一般的な会議、通常やられている会議かなと思うんですけども、この会議の中で料金とか時間の改定とか、そういうのはもちろん、それに伴った村民がこういう受けているとかそういう議題もやはり高山村として提出していただきたいかなというところをちょっと私思ったんですね。

ですから、やはり会議の全体的な流れとかそういうものはある程度予測をするんですけども、会議の中でやはり現状に合った交通対策ですか、そういうものをぜひ進めていただくには、村民から意見を収集して、それをいかに届けて、その委員の方々にご承知いただいて改定していく、それがやはり会議の目的だと思うんですね。ぜひ今後はそういったものを旨にして、ぜひ会議を進めていただきたい。集まって話題性をつくるだけじゃなくて、何を問題として、何を解決していく、そういったことをぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 令和5年度の一般会計の補正予算の全体のことについて質問をいたします。

令和5年度の一般会計補正予算の減額は3億390万円になっております。また予算の中にほとんどのところで減額になっております。経費を切り詰め努力した結果、減額にたどったのであれば、大変すばらしいことでもあります。予算をそんな中、予算を多めに見たという声が挙がる中、予算組みが甘かったのではないかと私は思いますけれども、執行部の意見を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

本補正では、議員さんおっしゃるとおり、3億390万円と大変大きな減額となりました。例年、最終補正では1億円から2億円減額をされておるところでございますけれども、それと比較しても大きな額となっております。

今回の主な減額事業としては、原油価格・物価高騰対策事業者支援給付金事業、これは対象者が絞り込めない状況での積算であったため最大値としての予算計上となり、結果として4,204万9,000円の減額となりました。土地開発事業特別会計繰出金、これは五領下ノ宿の宅地造成が実施に至らなかったため3,178万8,000円の減額となっております。次に大きなものが、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業、これは当初見込んでいた事業量が群馬県で採択とならなかったため2,505万円の減額となっております。上州ふるさと寄附基金積立金、これは見込んでいた額の寄附がされなかったため1,700万円の減額となっております。等々、その他の事業についても大部分が事業量の変更による減額となっております。

当然のことながら、職員といたしましても、執行部といたしましても経費削減には日々努めているところでございます。そういった分の減額も当然のことながら含まれているというふうに承知をしております。

また、事業予算、事業目別の予算としていることから、それぞれの事業目で足りなければ困るということで多少多めの予算計上となってしまっておことは否めないかと思っております。見積りが甘いと言われればそうかもしれないということであろうかと思っております。

今後も予算を計上する際には、可能な限りしっかりと積算に基づいて予算計上を心がけてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、総務課長のほうから説明をいただきました。話の中では、大きな事業に物価高ということで予算を多めに見たという中で、大きな事業の減額が3億余りの減額になったということを説明をいただきました。

やはり私は今回、いつも1億か2億ぐらいで、さっき総務課長が言ったように、今回特に多めだったものがあって質問させていただきました。さっきの総務課長の答弁のように、少し締めて予算のほうを組んで、1億、1億5,000万ぐらいの減額で収まればいいのかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 次に、議案第25号から議案第31号までの7議案について一括質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号から議案第31号までの8議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第24号 令和5年度高山村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案の訂正について

○副議長（後藤明宏君） 日程第31、議案の訂正についてを議題とします。

村長から議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算について訂正の申出がありました。本件について訂正理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案の訂正について説明申し上げます。

3月6日に提出した議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算の一部を訂正の許可をいただきたく、高山村議会会議規則第20条の規定により訂正請求書を提出したものでございます。

訂正の内容でございますが、最初に、事項別明細書51ページ、2款1項6目防犯灯管理事業費において、星空保護区の指定を目指すべく防犯灯の交換工事を予定しておりましたが、住民への周知、理解が得られた後の予算計上といたしたく、関係費用4,406万6,000円を減額するものでございます。

次に、事項別明細書108ページ、6款1項4目公共牧場管理費において、令和6年度中に緬羊136頭の放牧を予定しておりましたが、その後、導入計画の変更により令和6年度8頭のみ放牧となりました。これにより当初予定しておりました畜舎の改修が不要となったため、畜舎補修工事費126万5,000円を減額するものでございます。

なお、減額後の当初予算総額は32億4,740万8,000円となります。

以上、訂正許可をいただきたくお願い申し上げ、説明といたします。

○副議長（後藤明宏君） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正について、

許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正について許可することに決定しました。

暫時休憩といたします。

11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○副議長（後藤明宏君） 再開します。

◎議案第32号～議案第39号の質疑、討論、採決

○副議長（後藤明宏君） 日程第32、議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算から日程第39、議案第39号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件は3月6日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第32号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 議案書64ページ、予算の概要74ページでございます。

説明欄に選挙管理システム費というふうに計上されているんですけども、先日説明を受けたところ、来年度から選挙に関わる投票所、これを整理統合するというふうにお聞きしました。それまでにかかった経緯ですか、それに至った経緯について説明をよろしくお願

ます。

○副議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

近年の人口減少に伴います有権者の減少、期日前投票制度の定着、投票率の低下も相まって選挙当日の投票所での投票者は減少傾向にあります。各投票所において時間を持て余す状態が続いておりました。直近の選挙であります昨年7月に行われた群馬県知事選挙では、投票者1,535人のうち選挙当日投票所で投票した方は977人で、1投票所当たり108人ということでございました。これをさらに投票時間で割りますと、1時間当たりの投票者は9人ということでございます。以前から選挙事務従事者や投票立会人などから何らかの見直しが必要ではないかといった声も多く聞かれておりました。

そこで、県内町村の1投票所当たりの人口を比較いたしましたところ、高山村は365人、県平均では1,655人となっております、大きく乖離している状況でございました。このようなことから、地理的要件、施設状況などを勘案いたしまして投票所を役場、原公民館、西広場、この3か所に統合したいと考えてございます。投票所を3か所に統合した場合の1投票所当たりの人口は1,100人程度となります。また、少しでも投票機会の喪失を軽減するため、投票所の統合に併せまして投票システムの導入を考えてございます。どこの場所に行っても投票ができるような形をとってまいりたいと考えております。

なお、投票所の統合の時期につきましては、投票システムの準備が整ってから関係例規を改正し、移行したいと考えてございます。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 5番、飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 詳細な説明ありがとうございました。

ちょっと話は別になるかもしれないんですけども、近年、国政選挙においても地方選挙においても投票率が低下しているということで、非常に問題になってございます。そうした中、このように状況に応じた対応をしていただけるということで大変いいことだというふうに思っております。ぜひ今後も検討を重ねまして、投票率の向上、また業務の効率化、こういったものを目指して体制づくりをしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 同じく64ページ、総務費、選挙費について、続いて質問させていただ

きます。

今回システム導入での選挙執行について、計上経費、職員の配置等の対費用効果について、また、今回3か所をリアルタイムで回線で結ぶということですが、その回線トラブル等が起きたときの対応について、総務課長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

2点質問があったかと思います。システム導入の費用対効果、それからシステム障害発生時の対応ということであろうかと思います。

まず、1つ目、システム導入の費用対効果ということでございますけれども、システム構築に要する費用といたしまして243万9,000円を見込んでございます。反対に、3投票所とした場合、6投票所が減となるため、投票所の借り上げ料なども含めると、1選挙当たり77万5,000円ほどが削減されるとともに、ポスター掲示場数が65か所から25か所となるため、134万5,000円を要していた費用も大幅に削減されるのではないかと考えております。

人員の配置につきましては、1投票所当たり投票管理者1名、投票立会人2名、職員は、選挙種別によって差がありますが、少なくとも3人、合わせて6名が配置をされております。6投票所においては、この配置が不要となってしまうということでございます。

それから、もう1点、システム障害発生時の対応についてということでございます。

こちらシステムは主として二重投票の防止を目的に導入をしているものでございます。データはクラウドサーバーを利用した一元管理をすることとなっております。よって、選挙管理委員会事務局においてもリアルタイムで状況を把握することができ、そのときの状況をエクセルファイルとして出力することが可能となっております。

投票所のみで回線トラブルが発生した場合には、二重投票防止措置として、復旧までの間、投票所から選挙管理委員会事務局への電話連絡によりまして事務局において投票の有無を確認をし、投票管理を行うことを考えてございます。万一、クラウドサーバーとの間に障害が発生した場合も考慮いたしまして、事務局においては、こまめなデータ出力を行い、いつでも紙ベースでの確認ができるような準備を進めてまいりたいと思っております。

現在、期日前投票はシステムを利用した投票事務を行っておりますけれども、今までのところ投票が滞るようなことはございませんでした。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、ありがとうございました。

今回、共通投票所による選挙ということで、3か所に投票所を集約するという事なんですけれども、高齢者や免許返納者等の移動困難者への移動手段確保と、権利を有する有権者の方々が投票機会を逃さないように多くの投票所に足を向けていただくための工夫、啓発についてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

投票所を統合するに当たりまして一番のデメリットとして挙げられるのが投票所までの距離が遠くなるということであろうかと思えます。この対策といたしましては、選挙当日、旧投票所または各地区公民館との、投票所間との送迎車運行、こちらを検討をしているところでございます。また、少しでも投票機会を増加させるために、共通投票所として、先ほども申し上げましたが、選挙当日はどこの投票所に行っても投票できるようにしてまいりたいと思っております。

高山における新たな投票形式の周知徹底を図りますとともに、今まで以上に期日前投票制度の周知を行いまして、多くの方が投票行動を起こせるような環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 2款1項の第6次高山総合計画について、事前通告をしていないんですけれども、分かっている範囲で教えていただければと思います。

ページでいくと44ページですね。6次計画はある程度進んでいるかなと思うんですけれども、その進捗状況と、この会議をやるのに対して、こういったもので目標を立てて、ここをこうしていきたいという目標値みたいなのがあれば教えていただきたいかなと思います。

○副議長（後藤明宏君） 振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

第6次高山村総合計画策定事業ということで、今年度319万1,000円の予算を計上させていただきます。予算なんですけど、これ継続事業ということで、令和4年、5、6ということで3か年で事業をやっております。最終的に来年度で第6次総合計画を策定予定でございます。

今、第5次の総合計画は来年、令和6年までということで、来年度中には策定というになります。今年度につきましては、ワークショップを開催をしています。住民の代表の方、募集をかけて10名程度集まっています。その中で、今回については、今年度については基本構想、結局、第6次の総合計画の骨子ですね、基本構想をつくり上げていくような形になるかと思えます。

その中で、令和6年については基本計画、基本計画については、例えば大きな柱としては環境とか子育て関係、そしてあとは農林業、あとは、幾つかそういう部分が挙がっているかと思えます。それを基本計画をつかった段階で、その下に個別計画がぶら下がっていくような計画になってくると思えます。大きなもので言えば、中心地づくりについてもその縦のつながりはちょっと難しいので、横断をして、例えば環境とか農林業とも絡んできますので、どうしても横断した計画を多分つくっていく必要がありますので、その作業については、令和6年度で実施をさせていただければと思います。

以上になります。

○副議長（後藤明宏君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 今の林課長の説明でよく分かるところはあります。ぜひ大きい計画から村民に届くような下までの計画をしていただいて、それが実際、行動として起こせるようなもの、目に見えてやっぱり結果もやはりある程度必要だと思うんですね。暗黙の了解でやるけれども、それが結果として大きく表れないものの中にはあるでしょう。でも村民から見ると、ぜひそういう分かるような目標を一つでも実際の中に取り入れて村民に落とし込むということが大事かなと思いますので、ぜひ随時、議会のほうにも報告いただきながら、また我々も協力できるところはしていきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） ページ数が44ページですね、総務費の説明欄のところなんですけれども、一番下からです。地域活性化起業人や地域おこし協力隊に毎年多額の費用が支払われていますが、村における経済効果はどのくらいあるのでしょうか。お願いします。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 平形議員のご質問にお答えをいたします。

地域活性化起業人、そして地域おこし協力隊ということで毎年多額の予算を計上させてい

ただいております。その中で予算の関係なんですが、特別交付税の措置がありまして、地域の起業人ということで560万円の実際、交付税の措置をされております。地域おこしにつきましては1人頭470万、令和6年度からはちょっとその金額が変わってきまして520万円が全額ほぼ特別交付税の措置があるということで、一般会計、村の持ち出しがないということになります。その分でもやっぱり同じ税金でもありますので、そのある意味、特別交付税を使いながら有意義な部分を国から財源を頂きながら村のほうで効果を出していくような形になるかと思えます。

経済効果なんですが、地域おこし起業人についてもすぐには多分出てこないと思えます。実際、目的が起業人も地域おこしもありまして、地域課題の解決のために専門的な人材育成をするための事業となります。行政だけではなかなか解決できない問題等を民間の力を借りながら、その視点をちょっと違う角度から見ていただいて解決するような形になるかと思えます。

現在さとのわでも、フードファクトリーの中で起業人を1人お願いをしています。また販路のほうでも1人、地域おこしとして活用をしております。あと中心地の中で、さとのわで地域おこしの方、運営についても携わっておりますので、そういう形で、さとのわを核にして地域の方、農家の方が特に農産物を利用して加工をしていただく、その関係で販路も今後もつながっていくと思えます。

実際、経済効果なんですが、例えば振興公社に今、指定管理をしております。その関係でその販路の関係が今、開拓をしていて、在庫についてもはけているようでございます。実際、これからも多分、経済効果については、ちょっと数字は申し上げられないんですが、つながっていくような形になるかと思えます。

以上になります。

○副議長（後藤明宏君） 2番、平形議員。

○2番（平形玉緒君） ありがとうございます。

村民から見ると、地域おこし支援隊とか起業人、村民全体を取り込んでもらいたいという気持ちがあります。そういった意味で、広報とかでは説明したりしてあるんですけども、なかなかその活動が浸透していないというところもあるので、ぜひそのみんなと集まれる、地域おこし支援隊と活性化起業人と村内全体を巻き込んだ活性化というような感じでやってもらいたいと思えます。よろしく申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、渡邊議員。

○1 番（渡邊裕治君） 47ページ、2 款総務費、1 総務管理費の中の地域公共交通対策と補助金交付事業に関して質問させていただきます。

何年か前の議会でも定例会の中でやり取りが、この公共交通についてあったかと思いますが、事業費として県支出金などの補助金が充当されていて、含めれば2,000万以上の歳出事業でございます。今回、路線バスではありませんが、通学組合バスの廃止が3月に行われて、これに関しては、さきの一般質問の中で村長は、今ある地域公共交通機関を使ってほしいという形で答弁をされておりました。

ただ、実際問題として、路線バスの利用者が少なかったり、希望人数と運行の状況が合わないため利用したくとも合致がしないと、で、保護者が送迎したほうが早い、時間を取るか利便性を取るかならば利便性のほうを取ると、ちょうど2024年問題、バスの運転手高齢化等による2024年問題等もありまして、さきの県議会の質問でもあったんですが、地域公共交通網について他の都道府県では、利用者の少ない路線などは廃止を既に行われていたり検討している路線も多いということで、利用者との関係で、そのアンケートとマッチング対策を含めてこの地域公共交通対策事業をどのように進めていくかお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 渡邊議員からのご質問にお答えをいたします。

令和5年の12月議会の一般質問の中で村長が答弁されて触れたと思います。その関係も含めてなんですが、基本的には公共交通を使ってくださいということで申し上げております。ただ、今、地域格差もあつたり、多分、保護者の方の例えば利便性を考えると、今の地域公共機関ですか、バスの関係、あと電車の関係については、大変、利便性をちょっと難しいということも話を聞いております。

ただ、地域公共交通会議の中では、実際、バスの事業者さん、実際、タクシー、あとJR関係も含めるんですが、あくまでも渋川、吾妻、在来線の協議会もあります。その中で通学とか通勤については、ぜひ公共交通を使ってくださいという形で行政も今進めている部分があります。ただ、それを使っている方、例えば保護者の方、あとは生徒の方、その意見が多分反映されていない部分もあるかと思えます。ただ、その地域公共交通の中でうまくその保護者の方の意見を取り入れて、今度は公共交通に、いかに公共交通を使っていただく対策を取るか、それが一番の多分、課題だと思います。

ただ、それが今、路線バスを村のほうでは沼田方面、中之条方面ありますが、ただ、あまり乗ってない、空気を運んでいる状態になっております。それについては、いずれ改善をしていくような形になるかと思いますが、ただ、今現在は地域公共交通会議の中で、バス、あとは電車のほうを使っていただくような施策を進めていますので、ある意味、アンケートを取りながらその課題とも向き合って、今後の政策については考える必要があるかと思えます。そういう形でご了解いただければと思います。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） ページ49ページの2款1項5目定住促進住宅取得費補助金の1,200万について質問いたします。

今回新しくこの予算を取り組んだことに大変うれしく思いますし、また、人口減少対策、少子化対策にも大きく前進してくれれば大変ありがたいなと思っております。

内容でありますけれども、新築100万円、子供さん1人に対して20万円、上限200万円だと、中古住宅50万円、改修費50万円、上限100万円、その中で、私が少しお願いしたいと思うのが子供1人が20万というところに引っかかるわけでございます。

村内の子供さんの人数を調べさせていただきました。3人が31人、4人が7人、満額の20万円で5人家族なら100万円という予算の中で、5人以上の家族は2人です。私は予算を1,200万取ったならば、新築工事のほうの子供1人20万を、さっき紹介したように、3人のお子さんが31おります。これはあくまでも村内のお子さんの数でありますけれども、3人以上、上限100万みたいのを、案を出していただければ、大変ありがたく思うわけでございますけれども、執行部の意見ををお願いいたします。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 平形議員のご質問にお答えをいたします。

定住促進住宅取得費補助金ということで今回新しく新設をさせていただいた事業になります。今回1,200万円ということで予算計上をしております。

内容なんですけど、先ほど平形議員がおっしゃったとおり、新築の関係、あと中古の関係についてを予定をしています。内容については、新築4棟、中古2棟ということで、今年度、経過措置もあって年度、6年中にはその事業を開始したいということもあります。内容については、議会のほうにも説明させていただいて、例えば新築の場合だと1人100万、1世帯、

子供が例えば1人、子供でカウントするのはちょっと、あまりよくないことなんです、国の支援金のほうについても子供1人頭ということでつくられていますので、近隣町村も参考にしながら、村では1人20万、最大5人までということで、今その要綱をつくっているところでございます。

国だと移住支援金だと100万があって、子供の場合だと1人頭30万円になっております。それもまた考慮しながら今回については考えさせていただきました。実際、新築の方については100万円、ほかに取得費を100万円、そして子供の方、最大5人という形になります。200万という形になりますので、上乗せをして200万円の取得費がプラスになると。中古の場合については、500万円以上が条件になりますので、実際500万の取得に対しての50万の取得費、で、あと改修についても50万つきますので、100万円がベースになってくると思います。で、加算ということで、子供の分が加算になってくるような形になります。

今、うちのほうもちょっと内容について確認をさせていただいて、先ほど5人以上の村内のご家族が2世帯しかないと、実際4人については7世帯、3人については31世帯あると、実際31世帯の方から、例えば限度額を最大にしてもいいんじゃないかという話も出ております。それについては、また再度検討させていただいて、物価高騰もありますので、その辺は、内容については精査をしながら令和6年度については実施をさせていただければと思います。

実際の6年度から適用していきたいということで、夫婦の制限もあって、若年層世帯を優先させるということで、生産人口の増加を見込んでおりますので、合計年齢が90歳以下ということで条件を出そうかと思っています。ただ、子供の加算分については、検討がありますので、それについては国の移住の支援金と併せて検討させていただいて、村のほうでちょっと判断をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、振興課長のほうから細かい説明をいただきました。その中で国の補助金が幾ら、県の補助金が幾ら、そういうことじゃなくて、子育てを支援するんだという気持ちがあるんだったら一般財源からだって繰入れてもいいと思うんだね。他の町村もやはり少子化対策を本気で考えています。それを高山村が一步首を出すぐらいの考えで考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（後藤明宏君） 次に、3項及び4項について質疑を行います。

1 番、渡邊議員。

○1 番（渡邊裕治君） 96ページ、衛生費、保健衛生費の脱炭素まちづくり事業の中の星空保護区申請業務委託料について質問させていただきます。

星空保護区としての申請または範囲について、村全体を1地区として目指すという考えでよいでしょうか。また、保護区の認定までのコスト、また認定後にかかる継続的なコストについて地域振興課長にお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 渡邊議員さんのご質問にお答えをいたします。

脱炭素事業ということで、その中で星空保護区の申業務委託料300万円ということになります。実際この中身なんです、住民の方の合意形成ということで、住民説明の中で合意形成を取っていくような形、あと啓発活動ですかね、あと講演会等を、イベント等の費用になるかと思ひます。実際、星空保護区を目指すに当たっての地域の関係なんです、ダークスカイ・コミュニティという形を村のほうでは目指したいということで、基本的には村内全域になるかと思ひます。

また、保護区の認定までのコストなんです、その後の継続的なコストも申し上げたいと思ひます。実際の住民の合意形成、住民説明の中で合意形成が取れた段階での話になるんですが、その後に防犯灯、あと街路灯、屋外照明等を改修工事に入るような形になるかと思ひます。そのコストについては、ちょっと値段が変わってきますので、金額についてはちょっと申し上げられない部分もあるんですが、電球色の今、街路灯についてはLEDがついていひます。白色の部分があつて4,000ケルビンという形になっています。3,000ケルビン以下に保護区に対しては設置を、改修をしないと難しいということで、3,000ケルビンというのは電球色の色でいうと、ろうそくの明かりが2,000ぐらいなんです、それより若干色合いが黄色っぽくなるような形の電球色になるかと思ひます。それが公共施設へ3分の1が整備されているということが申請中の条件になります。それがコストにかかってくると思ひます。それとあと継続的な費用についてはですね、その後の申請業務とか啓発活動、そして毎年行われる専門的な講演会等の費用はコストに加算をされていくような形になるかと思ひます。

以上になります。

○副議長（後藤明宏君） 1 番、渡邊議員。

○1 番（渡邊裕治君） 地域振興課長、ありがとうございました。

今回、星空保護区ということで、私も子供の送り迎いで夜、旧わらび荘の下から旧パース

大学の下を通過して帰ってくる時に高山村の盆地を見て、それほど光害となるような部分が出てくるかなというふうにちょっと疑問も思いまして、生活圏の中で支障が出ないような形でこういう保護区の指定もできればなというのが一つと、もう一つは、それを考えると星空保護区も県立天文台を中心とした半径何キロとかそういう形で指定もできるんじゃないかなというふうにも思ったりもしていました。

先行地域事例では、やっぱり岡山県の井原市美星町地区ということで、これが何か1地区は12キロ平方メートルぐらいの範囲で指定されているような形もあったので、そういうことも検討していただければいいのかなと。

あと、その先行事例地域で、これちょっと2つ目の質問になってしまうんですけども、申請に関わるものについての財源確保が観光協会等でクラウドファンディングを使っているところもあるみたいなのですが、高山村はちょっと観光協会がないため、今回、行政のほうでこの申請をとということなんですけれども、ガバメントクラウドファンディングなどを利用して行うことも可能ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） まず最初の地域としてということなんです、美星町も実際、星空保護区ということで認定をされております。実際その基準が、ダークスカイ・インターナショナルというところで認定があるので、その基準もあるので、それと照らし合わせながら今後検討していくような形になるかと思えます。

クラウドファンディングなんです、その美星町のほうについても実施を観光協会のほうでしております。本村についても、その事業がある程度、住民の方の合意形成が取れて、いざ、もうそういうところを目指していくんだという話になった段階でクラウドファンディングについては検討して、実施をしていくような形になるかと思えます。

もう一つ、ガバメントクラウドファンディングについては、これ、ふるさと納税が主に主になると思えます。ある程度その星空特区を目指すことで特化したもの、実際ふるさと納税で使用目的がありますので、それに特化したものを例えば条例改正をしてつくる形になれば、そういう形で、企業のふるさと納税もそうなんです、そういう形で資金を集めることも可能かと思えます。その辺について、まだうちのほうも全部把握しておりませんので、事業が実際実施する過程になったときに検討をして進めていければと思っています。

どうぞよろしく願いをいたします。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） ページの88ページから89、4款1項1目骨髄移植ドナー支援事業、若年がん患者在宅医療支援事業について、新年度事業として予算化されましたけれども、この事業に関しまして、どこまでの支援ができるのか、また、村内にこのような患者さんがおられるのか質問をいたします。

○副議長（後藤明宏君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（割田信一君） 平形富二夫議員の質疑にお答えいたします。

まず、骨髄移植ドナー助成事業についてでございますが、この事業の目的が、まず公益社団法人日本骨髄バンクが行う骨髄末梢血管細胞提供あっせん事業の提供を行った者に対して助成金を交付するものでございます。

対象者につきましては、骨髄等の提供日に村内住所を有している者、または最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日に村内に住所を有している者、また、そのほかにもドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者、ほかの自治体等が実施する同種同類の助成金を受けていない者などがあります。

具体的な助成金の額なんですけれども、骨髄等の提供に係る通院または入院、面談の日数に1日当たり2万円を掛けた額としまして、上限が7日間で、1回の提供について14万円を支給することが限度となっております。

予算につきましては、令和6年度予算で、歳出において14万円を計上し、歳入におきましては、県の補助2分の1を、7万円を計上しております。実績なんですけど、これは要綱を制定したのが平成31年度にこの高山村で要綱を施行しておりますが、実績はございません。ちなみになんですけど、ドナーの登録者数、こちらにつきましては、最新の数字で高山村に9人いらっしゃるということでございます。なお、氏名等は公表されてはおりません。

次に、若年患者在宅療養支援事業助成金についてなんですけれども、まず、目的ですが、介護保険法による保険給付の対象とならない若年のがん患者、具体的に申し上げますと40歳未満の方になります。が、訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するための費用の助成をするものということでございます。

対象者は高山村の住民基本台帳の記録されている40歳未満の方で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者で、在宅療養上の支援及び介護が必要な方と、分かりやすく言いますと、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅等で自分らしく自立して最期を暮らせるよう、在宅療養生活の質の向上を支援する

ものというものでございます。

対象サービスなどにつきましては、介護保険法に規定されておるサービスと同等なサービスが受けられるということで、かかった費用の10分の9を補助するというものでございます。高山村の6年度の予算につきましては、歳出で35万1,000円を計上いたしまして、歳入では県補助2分の1の17万5,000円を計上いたしました。

実績についてですが、高山村ではこの事業を令和5年度から要綱を施行しておりますが、実績は今のところありません。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 細かい説明、ありがとうございました。

この2つの病気は大変な病気であります。手厚い補助のほう、よろしく願いをいたします。

終わります。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（後藤明宏君） 次に、6款及び7款について質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 115ページ、6款農林水産、2項林業、林業総務費、まきストーブ補助金制度について質問させていただきます。

近年まきストーブの補助金も利用をされていらっしゃるということなんですけれども、設置をした後、このところやはり燃料費の高騰等でもありまして、まきの調達がかんたん難しくなっているという部分があるようです。元から村内の在住者であったり自身で山などを所有している場合は比較的調達ができるようなんですが、例えば移住定住をしていただいたり、そういう資源をお持ちでない方という方は、結局、購入をして調達をするという形になるかと思えます。中には間伐材が出たので山から取ってきて使ってくださいなんて方もいらっしゃるようなんですが、実際に山から持ち出しのほうの方が難しいと。

まきストーブを使ってエネルギーの地産地消を考えると、村と森林組合、民間会社をつないで継続的な間伐材の利用や振興公社での購入者と販売者のマッチング、また、調達からストーブ利用者への配送の仕組みづくりなど、この辺の調整を今後していく必要もあるのではないかと思います。継続的なストーブの利用と間伐材の利用促進について農林課長にお

伺いたします。よろしく申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

まきストーブ購入補助事業についてですが、議員のおっしゃるとおり、山を持っていれば、まきなどの調達が可能ですが、山を持っていても代が替わったり山の状態がどのようになっているのか知らない方も増えておりまして、まきを確保するのが難しい方なども増えております。ただ、まきにつきましては、村内でも道の駅や個人、法人の方のところでまきの販売を行っていたり、また、近隣市町村等のホームセンターなどにもまきの販売等を行っております。そのため、今のところマッチング等については特段考えておりません。

以上となりますが、よろしく申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） 1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 農林課長、ありがとうございました。

他町村で見ますと、これちょっと私、あまり全部調べてないんですが、長野県の御代田町なんかでは、貯木場とって、まきストーブの燃料にするために、どなたでも活用できるような場所をつくって、資源の有効活用をしているような町村もあるようです。今後、森林資源の有効活用や間伐材、支障木の撤去等でそういうのが出た場合に、こういうような仕組みづくりをちょっと検討していただければと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○副議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 村等の事業で今後は、間伐等の事業をやっておりまして、そういった木が出た場合、また防災無線等で周知させていただいて、必要な方が活用できるような方向で、またそういうのを検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） ページ120ページ、6款1項6目地籍再調査事業について質問をいたします。

この事業は大変な事業でありまして、長く続いております。職員の大変さは本当に大変だと思います。頭が下がる思いぐらいの事業でございます。

そこで、質問をいたします。

今年度の事業費が197万8,000円の減額の理由、また、今、関田1地区、役原1地区、役原2地区の登記を完了させるとの記載がありましたが、今後の進捗状況をお聞かせください。

○副議長（後藤明宏君） 建設課長。

○建設課長（飯塚優一郎君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えさせていただきます。

現在、村では関田1地区、役原1地区、役原2地区の3か所の地籍の再調査事業を行っております。令和5年度の予算でもこの3地区については、登記完了を目指して予算のほうを取っていただきまして進めていたわけなんですけれども、現在、関田1地区では道路用地の村有化に少し時間がかかっておりまして、清算人を立てまして、そちらの用地の取得のほうを実施しております。こちらのほうが済みますと、県の検査を受けまして登記のほうで完了するような状況になります。

役原1地区につきましては、現地調査、それから図面ができて所有者の閲覧のほうでほぼ終了しました。県の検査のほうも済みしましたので、令和6年度早々に法務局のほうに登記の申請ができる状況となりました。

それから、役原2地区については、昨年から現地のほうに入りまして、今年度は図面のほうでできて、2月から所有者の方の閲覧のほうを実施しております。現在、閲覧の進捗状況が8割ほど済んでおりますので、こちらも全員の方の閲覧を目標にやっておりますので、6年度中には閲覧が終わって、県の検査のほうまで進んで、順調に行けば登記のほうもできるのではないかと、いうふうに考えております。

したがって、令和5年度の事業量よりも令和6年度のほうが測量作業のほうで終了した部分が少なくなっているのが減額しているということで、事業が進捗が進んでいると、事業が進捗しているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） 9番、平形議員。

○9番（平形富二夫君） 今、建設課長から細かい答弁をいただきました。この再調査は大変な事業であります。これからもよろしく願いをいたします。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（後藤明宏君） 暫時休憩といたします。

1時より再開いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○副議長（後藤明宏君） 再開します。

6款、7款について質疑を行いました。質疑がありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○副議長（後藤明宏君） ないようでしたら、次に進みたいと思います。

次に、8款及び9款について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（後藤明宏君） 次に、10款について質疑を行います。

8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） そうしましたら、10款7項の、ページでいくと184ページの給食材料費購入事業についてお尋ねいたします。

この数字自体に、課長の説明、議案調査の中でも1食幾ら、中学生、小学生分けて計算して出してるもので問題あるとは全然思わないんですけども、一つその中で、見ている中で、今、高山村がオーガニック宣言というのをしているわけですね。そういったことになっている中で、内容とか概要の中でもオーガニックという項目は入っているんですけども、話の中でオーガニックをどのくらい入れるとか、どのくらい入れるというのはちょっと今から分からないところあるんですけども、去年に対してよりは、今年宣言しているわけですから、その辺の落とし込みについて、ちょっと話の中で触れていなかったような気がするんで、まずはその説明をちょっとお願いいたします。

○副議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 後藤肇議員の質問にお答えいたします。

学校給食でのオーガニック食材の利用率向上への取組でございますが、令和4年第4回定例会におきまして後藤明宏議員より、学校給食にオーガニック食材をと質問がございました。村長より、学校給食は子供たちの体をつくる大切なもので、関係機関と検討を進め、オーガニック食材の試験導入や、学校や保護者の皆さんにオーガニック食材の理解を深めてもらうことから推進していきたいとの答弁がございました。

令和5年度より学校給食での取組を本格的に始めておりました、農林課で進めています高山村有機農業産地づくり推進協議会の委員に給食センターの職員を加えていただき、有機農産物を使用した学校給食の実施に取り組んでおります。学校給食センター運営委員会で有機農産物を使用した給食試食会を実施したり、群馬県より提供していただいた食卓にオーガニックのパフレットや給食センターで作成した食育だよりをこども園、小中学校の保護者向けに配付し、環境にやさしい農業への理解を深めていただいております。

令和5年10月25日には有機農産物を使った給食、たかやま秋野菜カレーを提供し、翌日の上毛新聞で、有機農業、環境保全型農業に関心を深めてもらおうと、地元の食材がふんだんに取り入れられた給食が提供されたと報道されております。

有機農産物の利用状況ですが、令和4年度は1軒の農家さんからビーツとジャガイモ、合わせて7キログラムの購入でしたが、令和5年度は3軒の農家さんより米、高山キュウリ、サトイモ、ニンジン、サツマイモ、ビーツと6品目で392キログラムを利用しております。

2月23日に高山村がオーガニックビレッジを宣言し、学校給食での有機農産物の利用拡大と食育教育等による有機農業への理解、認知度の向上を掲げておりますので、取組の途中ではございますが、これからも関係団体及び関係機関の協力を仰ぎ、共通理解を深めながら前向きに進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○副議長（後藤明宏君） 8番、後藤議員。

○8番（後藤 肇君） 課長、答弁ありがとうございます。

お話を聞くと、内容的に毎年毎年向上しているオーガニックに対しての説明を行ったり、品物を多く入れていただいているような気がするのでもいいかなと思いますので、ぜひ今後もそれに伴って6年度についても、36品目でしたらその倍の50品目にするとか、そういう向上がやはり必要かな、そうすることによって高山で消費するオーガニックの材料は、やはり学校とかそういう部分での利用度というのが一番高く、それが進んでいくことによって、やっぱり村民も理解もしてくるし、やはり8人、オーガニック生産者がいて、それを10人にしたいという会長の話もございますので、ぜひそういうものを徐々に進めていただきながら、PRも含めて今後もよろしく願いできればいいかなと思いますので、ありがとうございます。

以上です。

○副議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（後藤明宏君） 次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（後藤明宏君） 次に、議案第33号から議案第39号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いします。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○副議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号から議案第39号までの8議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第32号 令和6年度高山村一般会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和6年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和6年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和6年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和6年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和6年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和6年度高山村簡易水道事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和6年度高山村水をきれいにする事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○副議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○副議長（後藤明宏君） 日程第40、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題

とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中継続調査（審査）とすることを決定しました。

◎議員派遣について

○副議長（後藤明宏君） 日程第41、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○副議長（後藤明宏君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期14日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和6年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時13分

7番 佐藤晴夫君

8番 後藤肇君

9番 平形富二夫君

欠席議員（1名）

10番 山口英司君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課長	都筑喜久雄君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小池正浩 書記 林大生

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員